

バングラデシュの基本法制に関する調査研究

平成 26 年 2 月 28 日

曾我法律事務所

弁護士 栗津卓郎

目 次

第 1.	バングラデシュにおける法制度の概要.....	3
1.	国家機構.....	3
1-1.	基本情報	3
1-2.	中央政府	5
1-3.	地方自治体.....	8
2.	憲法を始めとした基本法制.....	13
2-1.	バングラデシュ憲法.....	13
2-2.	バングラデシュの法体系	17
3.	立法手続.....	17
3-1.	国会の概要.....	17
3-2.	立法手続	18
4.	司法制度.....	28
4-1.	裁判所.....	28
4-2.	検察.....	34
4-3.	弁護士.....	35
5.	法曹養成制度	37
5-1.	法曹養成制度の概要.....	37
5-2.	法学学士課程 (LLB)	37
5-3.	法学修士課程 (LLM)	38
5-4.	言語.....	38
5-5.	JATI.....	38
5-6.	継続教育制度	39
第 2	バングラデシュにおける以下の分野に関する法制度及び運用の実情	40
1.	契約法制.....	40
1-1.	契約法.....	40
1-2.	契約の成立.....	40
1-3.	約因.....	40
1-4.	契約の執行可能性	40
2.	不動産を始めとする物権法制	40
2-1.	不動産に関する法令.....	41
2-2.	バングラデシュにおける不動産の種類	41
2-3.	土地取得の上限規制及び外資制限	42

2-4.	土地の登記.....	42
3.	会社法制.....	43
3-1.	バングラデシュの会社法.....	43
3-2.	バングラデシュにおける会社の種類.....	43
3-3.	株式有限責任会社のガバナンス体制.....	44
4.	労働法.....	46
4-1.	労働法の体系.....	46
4-2.	2013年労働法の概要.....	46
4-3.	雇用主の責任.....	47
4-4.	バングラデシュ人の雇用義務.....	47
4-5.	労働者の分類.....	48
4-6.	未成年者及び女性の就業制限.....	48
4-7.	労働契約.....	48
4-8.	労働時間.....	48
4-9.	休日.....	49
4-10.	賃金体系.....	50
4-11.	解雇の要件及び手当.....	51
4-12.	団体的労使関係.....	52
4-13.	労働関係紛争の解決手続.....	53
5.	民事訴訟法，民事訴訟を始めとした法的紛争解決手続.....	54
5-1.	民事訴訟.....	54
5-2.	その他の紛争解決手続.....	55
第3	現状における問題点の検討，改善策及び日本が法整備支援を行うことが望ましいと 考えられる事項の提言.....	56
1.	英米法の独自性が比較的重視されない法分野における法整備支援.....	56
2.	知的財産権保護制度の支援.....	56
3.	実務運用面の支援.....	56
4.	法学教育の支援.....	57
	附属資料：バングラデシュ憲法の和訳（抄訳）.....	58

第 1. バングラデシュにおける法制度の概要

1. 国家機構

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）は、ミャンマーとインドに東西から挟まれた、南アジアに位置する共和国である。日本より多くの人口が日本の約4割の面積の国土に住んでおり、都市国家を除いた世界で最も人口密度が高い国として有名である。イスラム教を国教とするが、その国家機構は後述のとおり民主主義に基づくリベラルなものとなっている。

1-1. 基本情報¹

(1) 面積

14万4千平方キロメートル（日本の約4割）

(2) 人口

1億5,250万人（2013年3月，バングラデシュ統計局），年平均人口増加率:1.37%（2011年3月，バングラデシュ統計局）

(3) 首都

ダッカ

(4) 民族

ベンガル人が大部分を占める。ミャンマーとの国境沿いのチッタゴン丘陵地帯には、チャクマ族等を中心とした仏教徒系少数民族が居住。

(5) 言語

ベンガル語（国語），成人（15歳以上）識字率:56.8%（Human Development Report 2011）

¹ 出典：日本国外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/data.html#01>

年)

(6) 宗教

イスラム教徒 89.7%，ヒンズー教徒 9.2%，仏教徒 0.7%，キリスト教徒 0.3% (2001 年国勢調査)

(7) 主要産業

衣料品・縫製品産業

(8) 実質 GDP

1,156 億ドル (2013 年, バングラデシュ中央銀行)

(9) 一人当たり GDP

766, 5 ドル (2012 年度, バングラデシュ財務省)

(10) 経済成長率 (GDP)

6.3% (2012 年度, バングラデシュ財務省)

(11) 消費者物価指数上昇率

7.97% (2012 年度, バングラデシュ中央銀行)

(12) 労働人口市場 (2010 年度, バングラデシュ財務省)

5,370 万人 農業 (48.1%), サービス業 (37.4%), 鉱工業 (14.6%)

(13) GDP 内訳 (2012 年度暫定値, バングラデシュ中央銀行)

サービス業 (49.5%), 工業・建設業 (31.3%), 農林水産業 (19.3%)

(14) 総貿易額 (2012 年度, バングラデシュ財務省, 同中央銀行)

① 輸出 239.92 億ドル

② 輸入 333.09 億ドル

(15) 主要貿易品目 (2012 年度, バングラデシュ中央銀行)

① 輸出 既製品(ニットを除く)(39.5%), ニットウェア(39.1%), 冷凍魚介類(3.7%), ジュート製品(2.9%), 革製品(2.4%), ホーム・テキスタイル(1.5%)

② 輸入 石油製品(12.3%), 繊維(9.5%), 化学薬品(6.5%), 機械機器(6.3%), 食用油(5.1%), プラスティック・ゴム(4.3%), 鉄鋼製品(3.8%), 綿花(3.8%), 紡績糸(3.1%), 穀物類(2.8%)

(16) 主要貿易相手国 (2012 年度, バングラデシュ中央銀行)

① 輸出 米国, ドイツ, 英国, フランス, スペイン, イタリア, カナダ, ベルギー, オランダ, 日本

② 輸入 中国, インド, シンガポール, 韓国, 日本, マレーシア

(17) 通貨

タカ

(18) 為替レート

1 米ドル=79.10 タカ (2012 年度平均, バングラデシュ中央銀行)

1-2. 中央政府

(1) 大統領

大統領は、バングラデシュの国家元首である（憲法 48 条(2)項）。大統領は国会議員の選挙によって決せられ（同条(1)項）、現在の大統領はアブドゥル・ハミドである。大統領の任期は5年間であり、連続か否かを問わず2期を超えて大統領に就任することはできない（憲法 50 条）。大統領の職務の執行は、原則として総理大臣の助言に基づいて行われる（憲法 48 条(3)項）。大統領の権限としては、総理大臣や大臣の任命（憲法 56 条(2)項）、最高裁判

所長官の任命（憲法 95 条(1)項）、国会を通過した法案の承認（憲法 80 条(5)項）や総理大臣に対する閣議提案権（憲法 48 条(5)項）、恩赦の決定（憲法 49 条）等が存在する。

(2) 総理大臣及び内閣

バングラデシュにおいて総理大臣は、他の大臣らを指名し、その者らと共に内閣を構成する（憲法 55 条(1)項）。なお、総理大臣と他の大臣の任命は大統領が行う（憲法 56 条(2)項）。総理大臣は内閣の首長（憲法 55 条(1)項）としてバングラデシュの行政を担う（同条(2)項）ほか、大統領に対して国内外の政策を伝える任務を負う（憲法 48 条(5)項）。

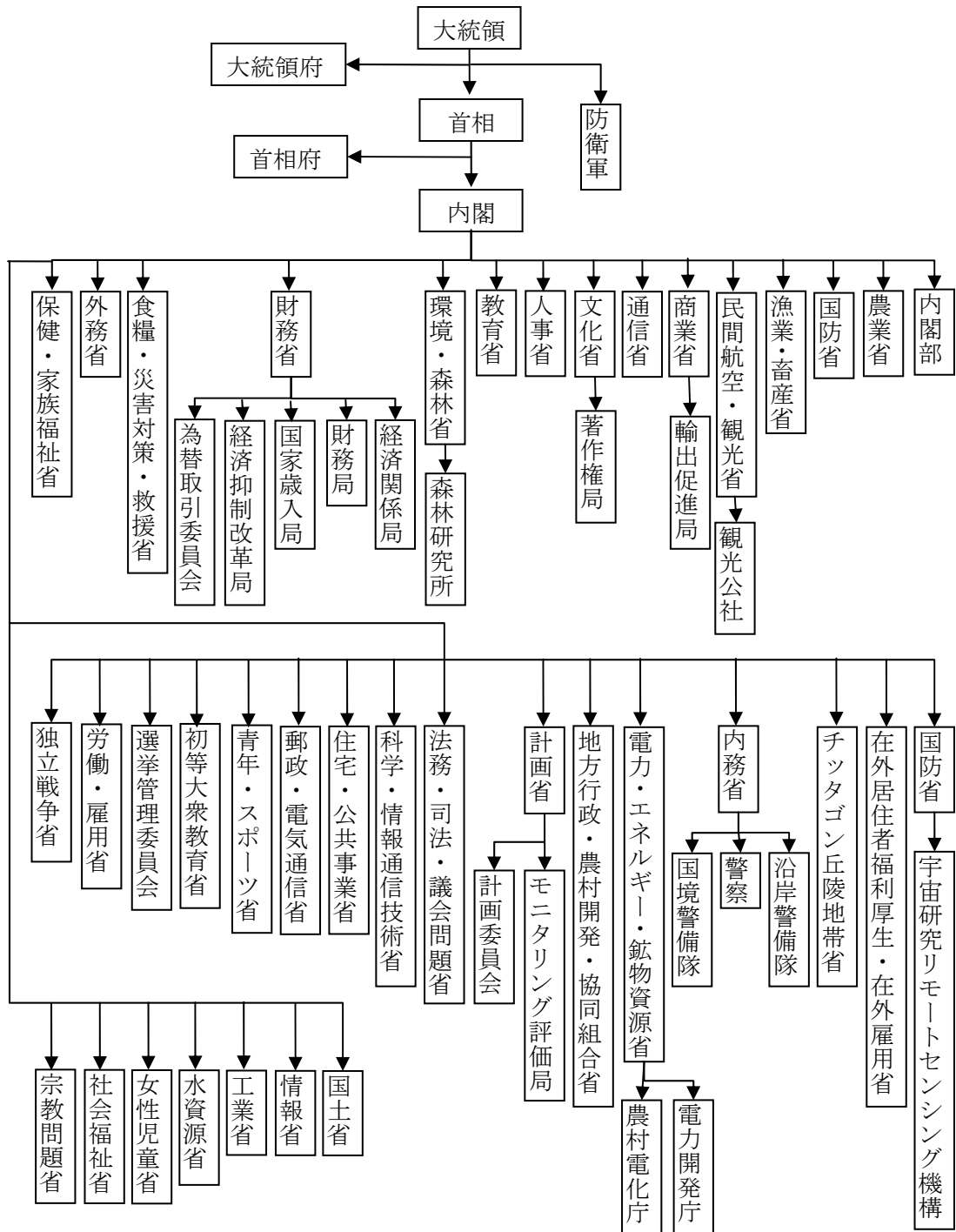
内閣は一体として国会に対して責任を負う（憲法 55 条(3)項）議院内閣制であるが、内閣の首長たる総理大臣は、国会議員の過半数の支持を保持できなくなった場合には、辞職するか、大統領に対して国会の解散を求めることができ、大統領も総理大臣が国会議員の過半数の支持を得ていないと認める場合には、国会は解散されることとなる（憲法 57 条(2)項）。現在の総理大臣はシェイク・ハシナである。

内閣の特色は 2-1(4)②で後述する。

(3) 省庁

バングラデシュにおいては、以下²の通り、多種多様な省庁が置かれている。

² 出典：国立国会図書館リサーチ・ナビ（一部改変）
<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/link-bgd02.php>



1-3. 地方自治体³

(1) 行政区画のレベル並びに地方行政及び自治体について

①行政区画について

バングラデシュの上位行政区画は、管区(Division)と呼ばれ、る。その下に県(District/Zilla/Zila)が位置し、さらに郡(Sub-district/Upazilla/Thana)が位置し、農村部ではその下にユニオン(Union)が位置する。都市部では、県の下に市(City)が位置する⁴。ユニオンはいくつかの村から構成される。

②地方政府の概要

バングラデシュの地方政府は、大別して二種類存在する。一つ目は、中央政府により直接雇用され、中央政府の指示を補完する職務を負う行政官である。各管区では、地方行政長官(Divisional Commissioner)が、各県では、県行政長官(Deputy Commissioner)が、各郡では、郡行政官(Upazila Executive Officer)が頂点となり、その下で地方行政が執り行われている。具体的には、地方行政長官は中央政府に対し、県行政長官は地方行政長官に対して、その全ての行動の説明責任を負うこととされている他、これらの行政官は中央の税吏としての役割も有しており、この点から中央政府の指示が地方に行き渡る仕組みとなっている。⁵

二つ目は、住民の選挙によって選出される、地方議会である。以下詳述するように、原則として3階層(ユニオン、郡及び県に置かれているもの)の地方議会が置かれており、この他に市を基礎とした地方議会やチッタゴン丘陵地帯では固有の地方議会も存在する。

③ユニオン議会について

一つのユニオン議会は10から15の村から成り、選挙によって選ばれた1人の議長、9人の議員(各ユニオンは9つの区に分かれており、1つの区から1人選出される)、及び3人の女性議員(3つの区から1人選出される)から成る。

議長及び議員の任期は5年であるが、議長及び議員は任期満了前でも議員の3分の2の不信任決議によって解職される。ユニオン議会の役割としては、道路や橋の建設、道路脇の植樹、環境保全と公衆衛生の維持、5000タカまでの民事及び刑事紛争の仲裁等が挙げられ

³ 出典：バングラデシュ国家教育課程・教科書委員会ホームページ
http://www.nctb.gov.bd/TextBook_2013/English_Version/Class-9/PDF_File_Civics-9-10.pdf

⁴ 市も、いくつかのThanaから構成される。

⁵ 出典：バングラデシュ国家教育課程・教科書委員会ホームページ
http://www.nctb.gov.bd/TextBook_2013/Eng.ver-2013-PDF/Class-9/Bangladesh%20&%20Oglobal%20studies%20.pdfの123ページ以下

る。

④郡議会について

郡議会は、1人の議長、2人の副議長（うち1人が女性）、各ユニオン議会の議長等から成る。2009年の郡議会法(Upazilla Parishad Act)によれば、国会議員が、郡議会のアドバイザーとなる。議長及び副議長は選挙によって選出される。

郡議会の役割としては、ユニオン議会との協調、ユニオン同士をつなぐ道路の建造や整備、安全な飲み水の確保等がある。

⑤県議会について

県議会は議長、15名の議員及び5名の女性議員から成り、各市長並びにユニオン議会の議長及び委員の投票による間接選挙によって選出される。本議会の議員の任期は5年である。県議会の役割は、2000年の県議会法(District Council Act)によって規定されており、その主な内容としては、工業及び商業の発展、病院や教育施設の管理等が挙げられる。

県行政長官は、県議会の議長の下で行政官の長として行動することとなっている。また、国会議員が本議会のアドバイザーとなる。ただ、現在、県議会の議長は置かれず、代わりに県行政長官がその職を兼ねている⁶。

⑥ポウラシャバ(Pourashava)について

ポウラシャバとは、都市における、村のユニオン議会に対応する下位の議会である。2009年地方政府法によれば、ポウラシャバは、1人の長、官報に記載された数の委員及び女性委員から構成され、これらは全て住民の直接投票によって選出される。

⑦市自治体(City Corporation)について

バングラデシュの大都市に存在し、現在10個存在する。市自治体は、10個の区から構成される。市自治体は、1人の市長及び各区から同数選出される委員、及び（議会の）3分の1を構成する女性委員から成る。市長及び各区から選出される委員は住民の直接投票によって選出され、議会の3分の1を構成する女性委員は、委員の投票によって選出される。これら委員の任期は5年である。

⑧チッタゴンにおける特別地方政府について

歴史的に、チッタゴン丘陵地帯の少数民族の文化及び生活様式は、ベンガル人の文化及び生活様式とは全く異なるものであった。その特殊性を確立するため、少数民族は長い間努力を重ね、1997年の12月2日に、その地域における別の形の地方政府が樹立された。

⁶ 参照：在バングラデシュ日本国大使館ホームページ

<http://www.bd.emb-japan.go.jp/jp/business/pdf/jousei051031.pdf> の4ページの4.

現在、この地域には、3つの県レベルの地方議会が置かれている。また、同地域にはベンガル人も住んでいるため、少数民族との共存に配慮された定数配分等になっている。具体的には、各地方議会は、1人の議長、30人の普通議員及び3人の女性議員から構成される。普通議員の定数は各地域のベンガル人及び少数民族の比率によって定められ、女性議員のうち2人及び、議長も少数民族から就任する。現在、各議員の任期は5年である。

⑨チッタゴン地域議会について

3つの丘陵地域をまとめるため、チッタゴン地域議会が設けられている。議長及び12人の少数民族メンバー、6人の非少数民族（ベンガル人）、2人の少数民族の女性、1人の非少数民族（ベンガル人）の女性から成る。議長は少数民族から就任する。任期は5年である。

⑩地方議会の実情について

憲法 59 条（1）項によれば、全ての行政区域の地方政府は、法に基づいて選出された人々からなる組織に信託されることとされている。にもかかわらず、実態としては、県議会の活動の大部分が地方自治・農村開発・協同組合省に吸収され、現在機能しているのは、ユニオン議会及び市自治体及び市の議会だけであるとの報告も存在する⁷。

なお、確認できた限り、過去に行われた地方選挙としては、郡議会、ユニオン議会、市長及び市委員の選挙がある⁸。

また、憲法 60 条⁹において、地方政府の権限として、課税権、予算編成権、及び財源を維持するための権力が認められている。もともと、いずれの地方自治組織も条例を制定する権限はなく、インフラの整備、保健・衛生等の一部の行政サービス、災害の際の救援活動を実施しているに過ぎないとも報告されている¹⁰。

(2) 連邦制でないこと

バングラデシュは、バングラデシュ共和国という単一、独立及び主権の存在する共和国である（憲法 1 条）。そして、地方政府の課税権、予算編成権、財源維持権は国会から委譲されたものであり（憲法 59 条）、連邦制ではない。

⁷ 脚注 6 参照

⁸ 出典：バングラデシュ選挙管理委員会ホームページ

http://www.ecs.gov.bd/English/MenuTemplate1.php?Parameter_MenuID=19&ByDate=0&Year=

⁹ 「59 条に十分な効果を与えるため、国会は法律によって当該条項で言及された地方政府に対し、地方の諸目的達成のための課税権、予算編成権、及び財源を維持するための権力を含む、権力を授権する。」（憲法 60 条）

¹⁰ 脚注 6 参照

(3) 各行政区画のリスト¹¹

管区の名称	県の名称
バリサル管区	バルグナ県
	バリサル県
	ボラ県
	ジョルコタ県
	パトゥアカリ県
	ピロジプール県
チッタゴン管区	バンドルボン県
	ブラモンバリア県
	チャンドプール県
	チッタゴン県
	コミラ県
	コックスバザール県
	フェニー県
	カグラチュリ県
	ラクシュミプール県
	ノアカリ県
	ランガマティ県
	ダッカ管区
ファリドプル県	
ガジプル県	
ゴバルガンジュ県	
ジャマルプル県	
キショレガンジュ県	
マダリプル県	
マニクガンジュ県	
ムンシガンジュ県	
ミメンシング県	
ナラヤンガンジュ県	
ナルシングディ県	

¹¹ 出典：バングラデシュ政府ホームページ

http://www.bangladesh.gov.bd/index.php?option=com_content&task=view&id=225&Itemid=272

	ネトロコナ県
	ラジバリ県
	シャリアトプル県
	シェルプル県
	タンガイル県
クルナ管区	バゲルハット県
	チュアダンガ県
	ジョソール県
	ジェナイダ県
	クルナ県
	クスティア県
	マグラ県
	メヘルプール県
	ナライル県
	シャスキラ県
ラジシャヒ管区	ボグラ県
	チャパイノバブゴンジ県
	ジョイプールハット県
	パブナ県
	ナオガオン県
	ナトール県
	ラジシャヒ県
	シラジガンジ県
ランプール管区	ディナジプール県
	ガイバンダ県
	クリグラム県
	ラルモニールハット県
	ニルファマリ県
	パンチャガル県
	ランプール県
	タクルガオン県
シレット管区	ハビガンジ県
	マウルビバザール県
	スナマンジ県
	シレット県

2. 憲法を始めとした基本法制

2-1. バングラデシュ憲法

(1) 憲法の基本原則

憲法 8 条によれば、ナショナリズム、社会主義、民主主義、及び世俗主義が憲法の基本原則とされる：

① ナショナリズム

ナショナリズムは、バングラデシュ国民の言語及び文化から生じる一致及び結束を基礎とする（憲法 9 条）。外国の称号等の禁止（憲法 30 条）も同原則の表れといえる。

② 民主主義

憲法 11 条は「共和国は民主主義とし、基本的人権及び自由、並びに人の尊厳への尊重及び価値が保証される。」と規定し、民主主義が基本的人権の保障等の根源であることを示している。民主主義を支える選挙制度は、憲法第 7 章に定められている。

③ 社会主義¹²

憲法 10 条は、「社会主義経済体系は、社会の正義と平等の達成、及び人による、人に対する搾取からの自由を保障するため、築かれる」と規定し、社会主義が社会正義、平等、搾取からの自由等の根源をなすことを示している。これらの根源である社会主義の表れといえる憲法上の規定は多く、例えば、機会の均等（憲法 19 条）、公共の雇用における機会の平等（憲法 29 条）等がある。

④ 世俗主義

憲法 12 条は「世俗主義の原則は、以下を排除することにより実現される：(a)全ての形式の

¹² 憲法上社会主義経済体系の構築が規定されているものの、1980 年代以降、外国民間投資（促進・保護）法（The Foreign Investment [Promotion and Protection] Act, 1980）、会社法（The Companies Act, 1994）、破産法（The Bankruptcy Act, 1997）等が制定されるなど、経済自由化・市場経済化が進められている。

地方自治主義, (b)国が宗教に政治的地位を認めること, (c)政治的目的のための宗教の濫用, (d)特定の宗教を信仰する人への差別や迫害」と定め, 世俗主義の原則の内容を示している。(b)及び(c)は, 政教分離を謳うものであり, 注目される。他に宗教関連の定めとしては, 宗教の自由を定める規定等がある (憲法 41 条)。

(2) 平和についての規定

憲法 25 条は「国は, その国際関係の基礎に, 国家主権と国家の平等の尊重, 他国内政不干渉, 国際紛争の平和的解決, 国際法及び国連憲章で宣言された原則を尊重することを原則とする。かかる原則に基づいて, 以下の事項を行う: (a)国際関係における武力行使の放棄及び全般かつ完全な非武装をすることに努める, (b)全ての人々が自身の社会的, 経済的, 政治的体系を自身の自由な選択及び手段に基づいて自由に決定し構築する権利を支持する, (c)帝国主義, 植民地主義, 人種的偏見に対する正当な取り組みをしている, 世界中の圧迫された人々を支持する。」と定め, 国際関係における平和主義を謳っている。

(3) 基本的人権

① 精神的自由

重要な基本的自由である, 思想・良心の自由及び表現の自由は憲法 39 条で, 集会の自由は憲法 37 条で, 結社の自由は憲法 38 条でそれぞれ保障されている。結社の自由については, 憲法上明文で結社が禁止される組織が (例示的に) 定められている。通信の保護についても憲法 43 条(2)項で認められている。

② 経済的自由

経済的自由権の中で基本的な権利である, 職業の自由 (憲法 40 条), 居住の自由 (憲法 43 条(1)項), 移動の自由 (憲法 36 条), 財産権 (憲法 42 条) 等が認められている。財産権については, 国家収用時の補償についても, 憲法 42 条(2)項で認められている。もっとも, 補償額が十分でないとして裁判所において補償額を定める法律を争うことはできない (同条同項)。

③ 人身の自由

人身の自由に関連する憲法上の権利として, 逮捕及び拘禁に関する保護 (憲法 33 条), 移動の自由 (憲法 36 条) 等が認められている。もっとも, 前者については, 予防拘禁¹³の場

¹³ 行政が行う危険回避目的の拘禁である。詳細な手続等については特別権力法 (The

合の適用除外が定められている（憲法 33 条(3)項）。バングラデシュにおける予防拘禁制度は、令状を要さず人身の自由を奪うものであり、また、被拘束者の権利への配慮が不十分¹⁴であり問題が大きい。

④ 国会議員の被選挙権及び選挙権

国会議員の被選挙権について憲法 66 条、選挙権について憲法 122 条で定められている。年齢については、被選挙権は 25 歳以上、選挙権は 18 歳以上である必要があるとされる。

⑤ 社会権

憲法 15 条は、「以下各号に掲げるものを市民が確保できるようにするため、計画的な経済成長を通じて生産力の不断の増強、並びに人々の物質的及び文化的生活水準の安定的な向上を達成することは、国の基本的責務である。(a)食料、衣服、住居、教育、及び医療を含む生活必需品の供給、(b)労働の権利、即ち労働の質及び量に見合った賃金で雇用を保障される権利、(c)合理的な休憩、娯楽、及び余暇を得る権利、(d)社会保障の権利、即ち、失業、病気若しくは身体障害、若しくは寡婦、孤児、又は老齢、その他これに類する原因による人間としての成果追加の窮乏に対する公的援助への権利。」と規定しており、市民の生存・維持に必要な諸条件の確保を国家の責務とするもので、社会権を規定しているといえる。もともと、本規定を具体化する、貧困層に対する社会保障制度は十分とは言い難い状況のようである¹⁵。

(4) 統治機構の特色

①国会

一院制が採られ、議席数は 350 議席（うち 50 議席は女性のみが就任できる）である。議員の任期は 5 年とされる。詳細は 3 の立法手続で述べる。

② 内閣

憲法制定当初から議院内閣制が規定されていたが、その後の改正で大統領の権限が大幅に強化された。しかし、1991 年の第 12 次憲法改正によって、大統領の職務執行には総理大

Special Power Act 1974) に規定されている。

¹⁴ 最長期間の定めがない、予防拘禁ができる場面が限定されていないといった問題がある。

¹⁵ 出典：IRIN（統合地域情報ネットワーク）ホームページ

<http://www.irinnews.org/report/87377/bangladesh-little-social-security-for-the-vulnerable>

臣の助言が必要とされ、大統領は名目的な地位に戻り、上記のような議院内閣制に回帰した。

もっとも汚職が後を絶たず、また、選挙後には敗北政党によるストライキ等が頻発しており、さらにはイスラム過激派によるテロ等も発生しており、議院内閣制が正常に機能しているとはいいがたい状況となっている。

③ 裁判所

上訴部及び高等裁判部で構成される最高裁判所が存在し、下位の裁判所としては、大別して民事について地方判事裁判所及び判事補裁判所が、刑事についてセッション判事及び治安判事裁判所が存する。詳細は4の司法制度で述べる。

④ 財政

憲法 83 条は、「国会の法による根拠なくして、税金は課税又は徴収されない」と、租税法律主義を明確に規定している。なお、税の削減又は廃止に関する修正の場合を除き、全ての金銭法案¹⁶又は公金の支出を伴う法案は、大統領による推薦が必要とされる（憲法 82 条）。

(5) 憲法の保障

1973 年の第 2 次改正で国家緊急権に関する規定（非常事態中の規定の効力の停止や基本的権利の停止等）が取り入れられた（憲法 141 条）。同規定は、現実に 5 回にわたり用いられており、問題が大きい。

憲法改正の手続きについては憲法第 10 章に定められている。同章によれば、憲法改正法案は国会の総議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て可決されると大統領に提出することができ、その場合、大統領は 7 日以内に裁可するものとされる（7 日以内に裁可されない場合は 7 日の経過をもって裁可したものとみなされる）。なお、憲法改正法案には題名に憲法の規定を改正する旨明示して提出されなければならない。

(6) 改正経緯¹⁷

憲法は以下のように、これまでに 15 回改正されている：

¹⁶ 原文は「Money Bill」。税金や国家支出に関する法案。

¹⁷ 出典：バングラデシュ法務・司法及び議会問題省ホームページ http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=367 を参照。

回数	年	概要
1	1973 年	ジェノサイドや人権侵害等の国際犯罪の訴追を可能にする改正等。
2	1973 年	予防拘禁や非常事態規定の追加等。
3	1974 年	インドとの国境を修正することなどを内容とする条約に効力を与えるための改正等。
4	1975 年	大統領制，一党独裁制の導入等。
5	1979 年	一党独裁制の廃止等。
6	1981 年	大統領選挙で副大統領の立候補を可能にする等。
7	1986 年	戒厳令下の法令等の正当化等。
8	1988 年	イスラム教の国教化等。
9	1989 年	副大統領の選挙に関する改正等。
10	1990 年	女性のための 30 議席の規定の有効期間の延長等。
11	1991 年	アフマド最高裁判事の人事の正当化等。
12	1991 年	大統領の権限を弱める，議院内閣制の強化等。
13	1996 年	非政党による暫定政府に関する規定の導入等。
14	2004 年	女性のための 50 議席の規定の導入等。
15	2011 年	憲法原則としての世俗主義の明記等。

2-2. バングラデシュの法体系

憲法 7 条 2 項は「憲法は，人民の意志の厳粛な表明であり，共和国の最高法規であり，その他の法が憲法と整合しない場合には，当該法規はその不整合の限りにおいて無効となる」とし，憲法が最上位規範であることを定めている。議会制定法（憲法 149 条により効力を認められた独立前の法律を含む）が憲法に続く効力を有し，また，大統領が制定した政令が一定の条件下で法律と同等の効力を有する（憲法 93 条 1 項）。国会は，議会制定法に基づいて，他の機関に対して命令等の制定権を委任することができる（憲法 65 条 1 項但書）。なお，「最高裁判所上訴部のした判決は，高等裁判部を拘束し，最高裁判所両部のした判決は，管轄下のすべての裁判所を拘束する」（憲法 111 条）とされているので，最高裁判所の判決も法源の 1 つといえる。

3. 立法手続

3-1. 国会の概要

(1) 名称

Jatiyo Shangsad¹⁸

(2) 議会の種類

一院制¹⁹

(3) 議員の任期

5年²⁰

(4) 議席数

350 議席（うち 50 議席は女性のみが就任できる²¹）

(5) 選挙制度

300 議席については、小選挙区制。

女性だけから選ばれる 50 議席については、上記小選挙区制において選出された議員が所属する政党ごとの得票率に応じて政党単位で議席を分配。

3-2. 立法手続

(1) 概要

バングラデシュ国会の立法手続は、三読会制を採っており、それぞれ、法案の紹介²²、法案についての審議²³、法案の決議²⁴の段階に対応する。

¹⁸ 出典：バングラデシュ国会ホームページ

<http://www.parliament.gov.bd/general-2.html>

¹⁹ 出典：バングラデシュ国会ホームページ

http://www.parliament.gov.bd/about_bpar.html

²⁰ 憲法 72 条第(3)項

²¹ この措置は、憲法 65 条(3)項に基づいてなされるものであり、憲法第 14 次修正の施行後、次の国会の会期の初日(2009 年 1 月 25 日)から 10 年間が経過した後の国会解散までの間、行われる。

²² バングラデシュ国会手続規則（以下、「手続規則」という。）第 13 章第 1 節

²³ 手続規則第 13 章第 3 節

(2) 法案の紹介(第一読会)

前提として、国会における、全ての立法の提案は、法案の形で行われる（憲法 80 条(1)項）。法案の紹介の段階においては、大臣が提出する法案と、大臣以外の議員が提出する法案では、手続きが異なるため、以下分けて論じる。

① 大臣以外の議員が法案を紹介する場合

(a) 事務局への通知

法案を紹介するための許可を得ようとする議員は、国会の事務局に対して 15 日前に、目的及び理由の説明文書及び法案の写し 3 部と共に、法案紹介のための許可を得たい旨を書面で通知しなければならない(手続規則 72 条 1 項)。

なお、憲法上、公金の支出を伴う全ての法案は、大統領による推薦なしには国会に提出できない（但し、税の削減又は廃止に移行する修正について推薦を要求するものではない。）こととされている（憲法 82 条）。法案に大統領の推薦が必要かどうかについての疑問が生じた場合は、議長がこれを判断する。（手続規則 73 条 4 項）

このように、憲法上、法案の紹介に大統領による事前の推薦が必要とされている場合には、上記事務局への通知は、関係する大臣を通じて手渡された推薦状と共になされなければならない。（手続規則 72 条 2 項）

加えて、法案が公金の支出を必要とする場合には、上記通知は、当該条項に対して特に注意を促し、法案が成立した場合に必要な通常支出及び特別支出を推算する財務的な覚書と共に提出されなければならないこととされている。（手続規則 72 条 3 項）

(b) 大統領の推薦状の入手方法

上述した大統領の推薦状は、原則として、関係大臣を通じてこれを入手しなければならない。（手続規則 73 条 1 項）

法案の紹介に必要な大統領の推薦について、大統領がこれを認める又は認めないとする命令を下したら、当該命令は関係大臣によって書面で事務局に通知され、事務局は大統領命令を受領した時に、法案を紹介しようとする議員に対して大統領の決定を公表する。（同条 3 項）

(c) 法案紹介の許可動議に対する反対があった場合の処理

法案を紹介するための許可動議が、他の議員から反対された場合には、議長は、適当と思う場合に、法案紹介の許可を求める議員及びそれに反対する議員による簡潔な説明を許し

²⁴ 手続規則第 13 章第 4 節

た後で、さらに議論をすることなく質問をすることができる。(手続規則 74 条 2 項)

(d) 許可動議が認められた場合の処理

許可動議が認められた場合、関係議員は正式に、法案の紹介に移ることが出来る。(手続規則 74 条 3 項)

② 大臣が法案を紹介する場合（政府法案）

法案の紹介の許可を得ようとする大臣は、原則として²⁵その 7 日前までに国会の事務局に対してその旨を書面で通知する。(手続規則 75 条 1 項)

上記通知は、法案の写し 2 部及び目的及び理由の説明とともになされなければならない。憲法上、法案の紹介に大統領の推薦が必要とされている場合には、上記通知は大統領の推薦を得た旨の当該大臣による証明を含むものでなければならない。(同条 2 項)

その他、法案が反対された場合の処理や、許可が承認された場合の処理は、①と同じである。(同条 4 項)

(3) 法案の公表

事務局は、国会において紹介された全ての法案を、目的や理由の説明や財務的な覚書など添付書類がある場合には当該添付書類と共に、可能な限り速やかに官報に記載する。(手続規則 76 条 1 項)

但し、既に法案が公表されている場合には、それ以上の公表は必要とされない。(同条 2 項)

(4) 法案についての審理(第二読会)

① 提出できる動議と、その提出時期・方法

法案が紹介された後、法案を紹介する議員は、当該法案を①国会の審議にかける旨の動議、②常任委員会に付託する旨の動議、③特別委員会に付託する旨の動議、④意見聴取のための回覧に供する旨の動議を提出することが出来る(手続規則 77 条)。これらの動議は、法案の発議者以外は出すことが出来ない。但し、法案の紹介後、議長が適当と認める理由によって、法案発議者が動議を出せない場合においては、当該発議者は書面によって他の議員（政府法案の場合は他の大臣）に権限を譲与できる。なお、発議者が他の議員に権限を譲与した場合においても、自身の権限を失うものではない。(手続規則 79 条)

²⁵ 議長が十分な理由に基づき、より短い期間でも良いとした場合には、それによる（75 条 1 項但書）

これらの動議は法案の写しが他の議員にも利用可能となった後になされなければならない。また、上記動議の3日前までに法案の写しが他の議員に開示されていない場合は、全ての議員は上記動議に反対できる。そのような反対があった場合は、議長が権限を行使して動議を許可する場合を除き、上記動議はなしえない。(手続規則 77 条)

② 法案審理前の審理範囲

上述の動議が出された日、又はかかる動議についての議論を延期した場合の延期日においては、法案の基本原理及び一般規定について審議することは出来るが、法案の詳細については、基本原理の説明に必要な範囲を超えて議論されてはならない。(手続規則 78 条 1 項)そして、この段階においては、以下の動議を除いては修正発議はなされてはならない。その場合とは、①上述の動議が国会審議である場合に、他の議員が常任委員会若しくは特別委員会への付託、又は回覧による意見聴取を行うべきだという修正動議、②上述の動議が常任委員会への付託である場合に、特別委員会への付託、又は回覧による意見聴取を行うべきだという修正動議、③上述の動議が特別委員会への付託であって、回覧による意見聴取を行うべきだという修正動議(同条 2 項)である。

③ その後の手続

(a) 回覧による意見聴取がなされた場合

回覧による意見聴取がなされた場合、議長が特別に国会での審議を許さない限りは、当該議案は特別委員会または常任委員会に付託される。(手続規則 78 条 3 項)

(b) 常任委員会又は特別委員会に付託された場合

常任委員会又は特別委員会の最終報告があった後、発議者は、法案を①直ちに国会で審議にかけるか、②法案の全部若しくは一部を審議し、又は法案に追加条項を設けてほしい旨を申し添えて別の委員会にかけるか、③意見聴取のため回覧に付すことが出来る。

但し、委員会の報告書が発議者の上記動議の3日前までに明らかにされていない場合、全ての議員は上記動議に反対でき、その反対は議長が動議を承認しない限り、上記動議に優越する。(手続規則 80 条 1 項)

発議者が委員会による報告を受けた法案を審議にかけようとする動議を提出する場合、全ての議員は、委員会に付議又は意見聴取のための回覧に付す旨の修正動議を提出することが出来る。(手続規則 80 条 2 項)

委員会による報告を受けた法案を審議に付すべきかどうかの動議における議論の範囲は、委員会の報告書及びそれに関する事項又は法案の原理原則に関連する何らかの代替提案の検討に限定される。(手続規則 81 条)

④ 法案の審理

(a) 法案の修正手続

手続規則 80 条及び 81 条の規定に従って法案を審議する動議が可決された場合、議長に指名された全ての議員は法案に対する修正を提案できる。(手続規則 82 条本文)

提案された修正の通知が、法案の関連条項が審議される 3 日以上前になされていない場合には、あらゆる議員は修正動議に反対できる。かかる反対は、議長が即座に修正動議について議論することを認める場合を除いて、修正動議に優先する。(83 条 1 項)

提案された修正案が憲法上、大統領の事前の推薦なく提案できないものである場合には、通知はその証明書またはその写しと共になされなければならない、この要件が満たされない修正通知は有効とならない。但し、税金を減少或いは撤廃する旨の規定には推薦は不要である。(83 条 3 項)

(b) 法案の修正範囲

修正を行えない場合は、以下の通りである。

- ①法案の主題と無関係であるか、法案や憲法の条項や付則の範囲を超えるもの。
- ②同じ段階の法案についてなされた国会の決定に反し、又は齟齬があるもの。
- ③単に反対票を投じる目的で行ったもの。
- ④曖昧、無意味、又はつまらない提案であるもの。
- ⑤既に国会で否決された修正案に依拠する修正案。
- ⑥法案を分かりにくくし、又は文法的に崩す修正案。
- ⑦修正案が別の修正又は付則に関連し、又はそれなしに意味が通らない場合であって、当該修正又は付則の通知が修正動議の前に提出されていないもの。

これに対して、

- ⑧修正案に対する修正を発議することもできる。
- ⑨前文及び条文のタイトルの修正は、当該法案に対して行われた修正がその修正を必要とさせるものである場合に許容できる。(手続規則 84 条)

(c) 提出した修正案の撤回

提出された修正案の撤回は、提出した議員の要求があり、議会の許可がある場合においてのみ許容される。修正案に対してさらに修正案が提案された場合、元の修正案は、それに対して提案された修正案が放棄されるまで撤回できない。(手続規則 87 条)

(5) 法案の裁決(第三読会)

(a) 裁決の動議

法案を審議する動議が可決され、法案になんらの修正もされない場合には、発議議員は直ちに法案の裁決を取る動議を出すことが出来る。(手続規則 90 条 1 項)

法案が修正を経た場合、どの議員も法案の裁決を取る動議に反対でき、その日に法案が可決された場合には、その反対が優越する。但し、議長が動議を許可した場合はこの限りでない。(手続規則 90 条 2 項)

上記の反対が優先する場合は、修正法案の裁決を行うべきとの動議は、次の日に行われる。(手続規則 90 条 3 項)

(b) 本段階における法案の修正範囲及び提出できる動議の範囲

この段階においては、法案に対する修正は言葉遣いの形式的又は間接的な誤りに限って行うことが出来る。(手続規則 90 条 4 項)

法案審議段階における動議の議論は、法案に賛成又は反対する議論の提出に限定される。演説を行うにあたって、議論の目的達成に必要な一般的事項を超えて、法案の細部に言及してはならない。(手続規則 91 条)

(c) 法案可決後の修正

議会によって法案が可決された場合において、議長は、明白な誤りを修正し、議会で可決された法案に間接的な修正を加える権限を有する。(手続規則 92 条 1 項)

法案に修正がなされた場合において、条文や項の番号の書き換えや、それによって必要となる条文中の参照条数の書き換え等は、事務局によって行われる。(手続規則 92 条 2 項)

(6) その他一般的な事項

(a) 法案の撤回

発議議員は、いかなる段階であっても、その者によって紹介された法案を撤回するための許可動議を出すことが出来る。その許可が得られたときには、その法案に関して、それ以上の動議が行われることは無い。(手続規則 93 条)

(b) 定足数

憲法 75 条 2 項の定足数に従って、出席し投票している議員の過半数による可決がなされた法案のそれぞれの条項及び付則は、法案を構成する。(手続規則 94 条)

(7) 大統領の承認等

(a) 大統領の承認を求める手続き

法案は、国会で可決された場合、大統領に、その承認を求めて提出される（憲法 80 条 2 項）。具体的には、法案は 3 部作成され、それぞれが議長によって署名され、大統領の承認のため渡される。但し、議長がダッカにいない場合において、緊急のときには事務局が議長の代わりに承認する。（手続規則 95 条 1 項）

(b) 大統領の承認

大統領は、法案が自身に提出されてから 15 日以内に、法案を承認するか、金銭法案以外の場合には法案又は何らかの特定の条項が再考されるべきであると要求する伝達事項を添えて国会に差し戻す。かかる大統領の伝達事項によって明示された何らかの修正は、考慮されなければならない。大統領がそのように出来ない場合には、その期限の経過の時点において法案を承認したものとみなされる（憲法 80 条 3 項）。

(c) 法案の保管

大統領によって承認された（又は承認されたとみなされた）法案のうちの 1 部は、照合と記録のため、議会の保管庫に保管され、議長の許可なく持ち出されてはならない。（手続規則 95 条 2 項）

(d) 法律の成立

大統領が承認し、又は承認したとみなされた、国会を通過した法案は、法律となる（憲法 80 条 5 項）。

法案が大統領によって承認された場合、又は憲法 80 条 3 項又は 4 項に基づいて承認されたとみなされる場合には、事務局は直ちに国会の制定法として官報で発表しなければならない。（手続規則 96 条）

(e) 大統領が法案を差し戻した場合の手続

大統領が法案を差し戻した場合、国会は大統領の伝達事項と共に考慮しなければならない、何らかの修正と共に、又は修正によらず、法案が再び国会の審議を通過した場合において、大統領の承認を求めて提出された場合には、大統領は 7 日以内に法案を承認しなければならない、そうしない場合には当該期間の経過の時点で法案を承認したものとみなされる（憲法 80 条 4 項）。具体的な手続は以下の通りである。

(e-1) 大統領の伝達事項の公示

議会によって可決された議案に対して、大統領が法案の全部又はその一部の条項について再考を促す要求、及び考慮すべき修正を付した要求付きの伝達事項と共に議会に返送した場合には、議長が大統領の伝達事項を議会に対して読み上げ、国会の会期中か否かに拘らず、議員の情報に供するために公示する。（手続規則 97 条 1 項）

(e-2) 再度の検討

議会によって可決されたが、大統領からの返送を受けた法案は、その後再度議会において検討される。(手続規則 97 条 2 項)

(e-3) 再審理にかけるかどうかの意見の通知及び動議の提出

法案の再審理が始まると、政府法案の場合は全ての大臣が、議員法案の場合は全ての議員が、大統領の伝達事項または大統領によって推薦された修正案を審議にかけるべきかどうかの意見を通知することが出来る。(手続規則 97 条 3 項)

議長が別途命令しない限り、審議にかけるための動議が出される日は、上記通知を受け取ってから 2 日を下回ってはならない。(同条 4 項)

(e-4) 再審理を求める動議の検討における議論の範囲

上記動議における議論は、大統領の伝達事項に関する事項、又は大統領が推薦した修正案の重要事項に関する提案に限られる。(手続規則 97 条 5 項)

(e-5) 再審理と、そこでなしうる修正動議の範囲

大統領が推薦する修正案を審議すべきだという動議が可決された場合には、議長はその修正案を審議に最も適当だと思ふ方法で議会の検討におく。(手続規則 97 条 6 項)

大統領の推薦する修正案の重要事項についての修正案の動議を行うことは出来るが、それ以上の修正の発議は、それが大統領の修正案に対する間接的、付随的、又は代替的な修正である場合でなければ許されない。(同条 7 項)

(e-6) 再議決の対象選択

全ての修正案が処理された場合には、手続規則 97 条 3 項に基づいて動議の通知をした議員(e-3 参照)は、議会を通過した元法案を再度議決するか、修正案を議決するかの動議を出すことができる。(手続規則 97 条 8 項)

(e-7) 大統領の修正案を審議すべきだという動議が否決された場合の処理

大統領の修正案を審議すべきだという動議が否決された場合には、その動議を発した議員は直ちに原法案を修正なしで再審議する動議を発することが出来る。(手続規則 97 条 9 項)

(e-8) 再審理における可決要件と、その後の手続

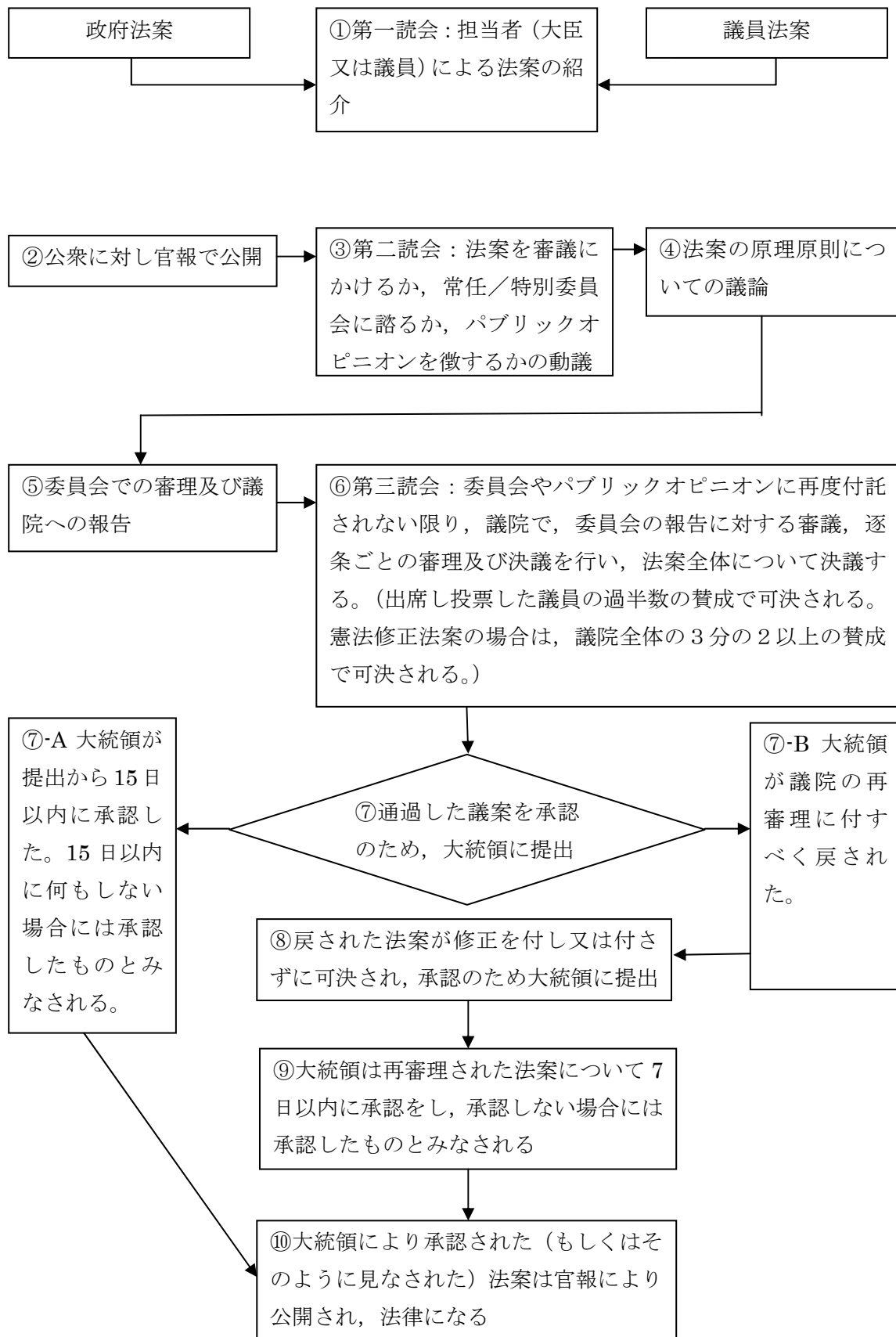
再審理にかけられた法案が、再び全議員の過半数の賛成により可決された場合には、当該法案は議長により 3 部署名され、憲法 80 条 4 項に基づき再議決された旨の定型文を付して、大統領の承認のために手渡される。但し、議長がダッカにいない場合において、緊急のと

きには，事務局が議長に代わって承認する。(手続規則 98 条)

(8) まとめ

以上をまとめる²⁶と，以下の通りとなる。

²⁶ 出典：バングラデシュ国会ホームページ（和訳の上、一部改変）
http://www.parliament.gov.bd/images/pdf/Legn_Flow_Chart.pdf



4. 司法制度

4-1. 裁判所

(1) 司法制度変容の歴史²⁷

現在の憲法は2-1のとおり、1970年12月及び1971年1月に選挙で選出された国会と地方議会のメンバーから成る憲法制定会議が、1972年11月に草案を可決し、同年12月16日に公布したものである。その後2013年12月までに15回に及ぶ改正がなされているが、当初の憲法の司法制度の特徴としては、硬性憲法であること（憲法142条）、憲法の最高法規性が明示されていたこと（憲法7条2項）、司法権の独立が保障されていたこと（憲法22条）等が挙げられる。

(2) 憲法改正の司法制度への影響

これまでの計15回に及ぶ憲法改正の中で、司法制度に関わる大きな改正としては以下のものが挙げられる。

1973年の第2次改正により、予防拘禁制度、非常事態に関する規定及び基本権の停止に関する規定が導入された。

1975年の第4次改正により、普通裁判所から独立した憲法裁判所の設立を可能とし、また、最高裁判事の任命につき大統領に裁量を与えるなど、司法の独立が弱められる改正が施された。

1979年の第5次改正で弱められた司法の独立をほぼ回復させる改正がなされた。

1988年の第8次改正では最高裁判所高等裁判部を地方6か所に設置するという改正がなされた²⁸。

(3) 現在の司法制度概要

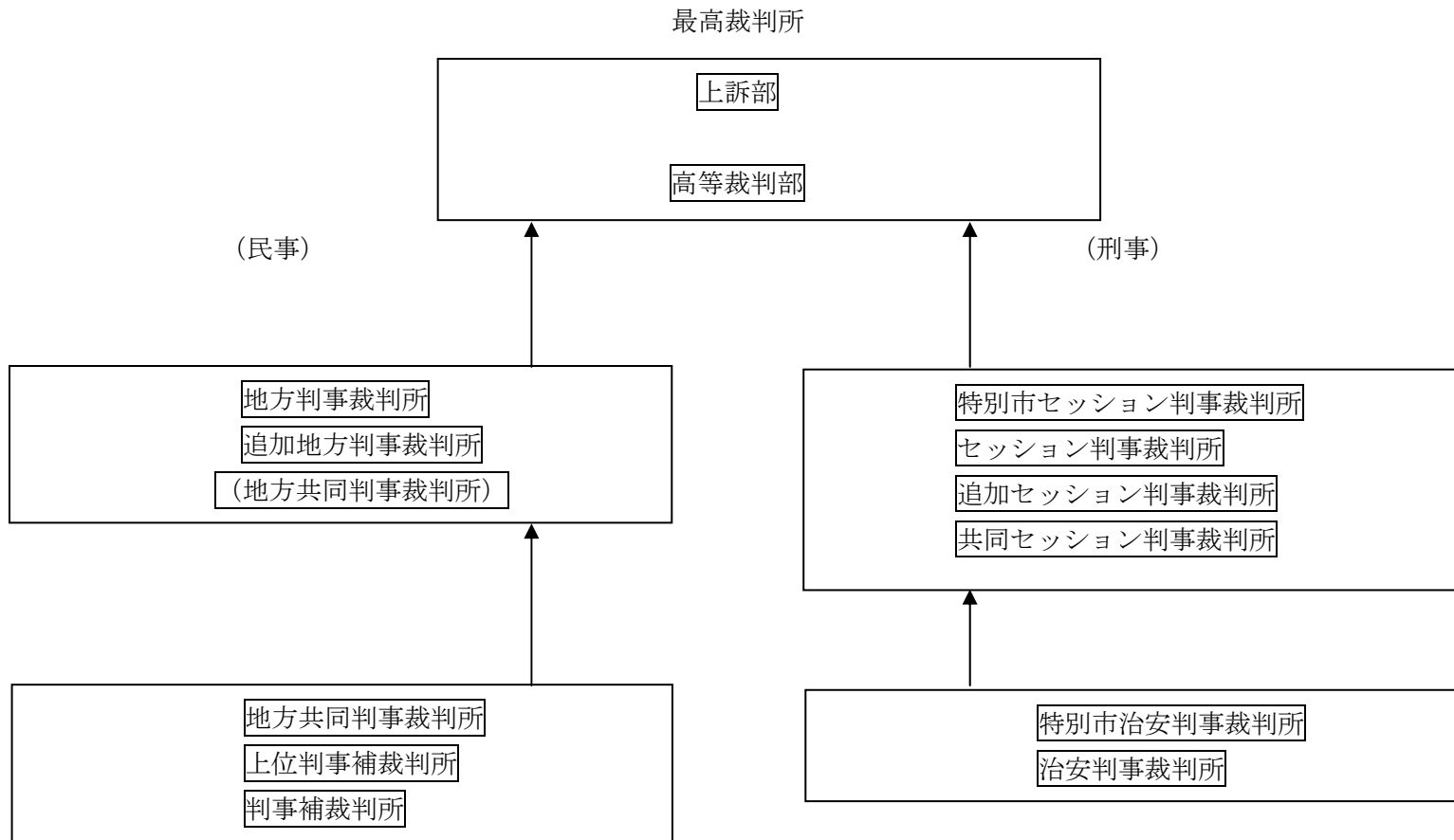
① 体系図²⁹（次ページ）

²⁷ 出典：バングラデシュ最高裁ホームページ

[http://www.supremecourt.gov.bd/scweb/contents/Judicial%20Development%20Program%20in%20Bangladesh.pdf#search=judicial+development+bangla'](http://www.supremecourt.gov.bd/scweb/contents/Judicial%20Development%20Program%20in%20Bangladesh.pdf#search=judicial+development+bangla)

²⁸ 本改正は1989年の判決で、憲法の基本構造は立法部でも改正することができないという理由で違憲とされた。

²⁹ 出典：バングラデシュ政府 司法サービス委員会ホームページを和訳及び簡略化（2013年9月）http://www.jscbd.org.bd/pdf/Bangladesh_Judiciary.pdf



② 各裁判所の概要³⁰

(a) 最高裁判所

最高裁判所は上訴部及び高等裁判部で構成されている。バングラデシュの裁判所の最上級であり、他の裁判所や審判所は最高裁判所に従属する。なお、上訴部のした判決は高等裁判部を拘束し、最高裁判所の両部のした判決は、従属するすべての裁判所を拘束する（憲法 111 条）。

(a-1) 上訴部

上訴部は高等裁判部の判決、審判、命令、布告についての上訴を審理する。また、両部及び従属する全裁判所の執行方法や手続を定める規則を制定する権力を有する。

(a-2) 高等裁判部

高等裁判部は下位の裁判所の民事・刑事事件の上訴審管轄権を有するとともに、憲法問題に関わる事件や会社法に関する事件についての原審管轄権も有する。高等裁判部は、さらに、従属するすべての裁判所及び審判所を監督統制する権限を有する。

(b) 民事裁判所³¹

民事裁判所は大別して第 1 審裁判所として判事補³²裁判所、第 2 審裁判所として地方判事裁判所が設けられている。前者は、判事補裁判所、上位判事補裁判所、地方共同判事裁判所³³に、後者は、追加地方判事裁判所及び地方判事裁判所に細分化されており、訴額や訴訟の内容、地域によりどの裁判所に係属するかが決定される。

なお下級裁判所の裁判官について、民事裁判所法等によれば政府が各種の下級裁判所の裁判官を任命するものとされる。その具体的な任用基準については、公開されている公式情報³⁴には、バングラデシュ市民であり、法学士号（LLB）若しくは法修士号（LLM）を得たもので、30 歳を超えない者が受験できる司法サービス委員会主催の（後述の弁護士試験とは別の）試験に合格した者が「地方判事補」及び「治安判事」になることができると記載さ

³⁰ 出典：バングラデシュ法務・司法及び議会問題省ホームページ
(<http://www.minlaw.gov.bd/indexin.htm>) 及びバングラデシュ政府 司法サービス委員会ホームページ (http://www.jscbd.org.bd/c_prospect.php)

³¹ 民事裁判所法（The Civil Courts Act, 1887）。

³² 判事補は民事のみ管轄を有する。なお、治安判事は刑事にのみ管轄権を有し、地方判事は通常はセッション判事を兼任する。

³³ 後述のように一部第 2 審の役割も有する。

³⁴ 出典：バングラデシュ政府 司法サービス委員会ホームページ
http://www.jscbd.org.bd/c_prospect.php

れている。

(b-1) 地方判事裁判所

政府により決定されたそれぞれの区画における，全ての民事訴訟の控訴審の管轄を有する。

(b-2) 追加地方判事裁判所

迅速な処理のために，政府により必要な場合に指名される追加地方判事³⁵が担当する裁判所である。事件は地方判事裁判所若しくは他の追加地方裁判所より移送される。

(b-3) 地方共同判事裁判所

高等裁判部の命令に従い地方判事が決定した複数地区の管轄権を有する裁判所である。第1審³⁶と少額の訴訟の控訴審を行う権限を有する。

(b-4) 上位判事補裁判所

第1審の機能を有する。訴訟の内容，地域，訴額に応じて他の2つの第1審裁判所と事件が配分される。

(b-5) 判事補裁判所

第1審の機能を有する。訴訟の内容，地域，訴額に応じて他の2つの第1審裁判所と事件が配分される。

(c) 刑事裁判所³⁷

刑事裁判所は，大別すると下位の裁判所として治安判事裁判所が，上位の裁判所としてセッション³⁸判事裁判所が設けられている。前者は，特別市治安判事裁判所，上級・中級・下級治安判事裁判所に，後者は特別市セッション判事裁判所，セッション判事裁判所，追加セッション判事裁判所及び共同セッション判事裁判所に細分化されている。

(c-1) 特別市セッション判事裁判所

全ての特別市でなく，ダッカ及びチッタゴンの2カ所にのみ設置されている。それらの裁判所に任用された裁判官は，その他のセッション裁判所の裁判官と異なり，民事事件について審理しない。大都市での刑事裁判の迅速処理が図られている。

³⁵ 権限は地方判事と同じである。

³⁶ 訴訟の内容，地域，訴額に応じて上位判事補裁判所及び判事補裁判所と振り分けられる。

³⁷ 刑事訴訟法 (The Code Of Criminal Procedure, 1898)

³⁸ セッションとは地区から構成される区画である。区画は政府が決定する。

(c-2) セッション判事裁判所

セッション判事裁判所は全てのセッションに設置される。主に治安判事裁判所からの上訴に対応する。

(c-3) 追加セッション判事裁判所

必要に応じて政府により追加的に設置される。追加セッション判事の権限はセッション判事のそれと同じである。

(c-4) 共同セッション判事裁判所

必要に応じて政府により設置される。死刑を宣告できないなど、共同セッション判事は通常のセッション判事に比べ権限が弱くなっている。」

(c-5) 特別市治安判事裁判所

全ての特別市地域に組織されている。治安判事には上級、中級及び下級が存在する³⁹が、特別市治安判事裁判所のすべての治安判事は上級治安判事である。その中で、それぞれの特別市治安判事裁判所に主任特別市治安判事がトップに存在している。

(c-6) 治安判事裁判所

特別市以外の地区には治安判事裁判所が設置される。

(d) 特別裁判所

上記の民事及び刑事の下級裁判所の本流の構造から離れて、特定の事件や犯罪を扱う、多くの特別裁判所及び審判所が、民事・刑事関係のどちらにも存在する。例えば、民事関係では、労働関係法に関する紛争を扱う労働裁判所、夫婦間の問題を扱う家族裁判所、行政審判所、選挙審判所等がある。同様に刑事関係では、特別審判所、国防審判所、子供及び女性の抑圧の問題を扱う裁判所等がある。それらの全ての裁判所及び審判所は、最高裁判所の一般的監督統制権限の下にある。

③ かつて英領であったことの影響

英領インド時代に制定された法律が現在も残存していることも多く⁴⁰、また、裁判所はイギリスの判例やバングラデシュ同様英領であったインドやパキスタンの判例をしばしば引用

³⁹ それぞれの階級ごとに宣告し得る刑が定められている。

⁴⁰ 契約法 (The Contract Act 1872)、民事訴訟法(The Code Of Civil Procedure 1908)等。

している。

(4) 三権分立の状況

行政権が内閣に属すること（憲法 55 条 2 項）、立法権が国会に属すること（憲法 65 条 1 項）は明らかであるが、司法権については、国会に行政審判所を法律で設置する権限があること（憲法 117 条 1 項）から、憲法上裁判所に専属しているとは言えない状況となっている⁴¹。

(5) 最高裁判所長官の任免

最高裁判所長官は、大統領が任命するとされる（憲法 95 条 1 項）。2013 年 9 月までに現憲法下で 21 人の最高裁判所長官が誕生している。定年は 67 歳とされ（憲法 96 条 1 項）、所定の事由がない限り解任されない（同条 2 項）。

(6) 裁判所および裁判官の独立

司法権の独立については憲法 22 条、裁判官の独立については憲法 116A 条で規定されている。もっとも、より細かく憲法上の構造をみると問題も多い。第一に、大統領が最高裁判所裁判官を最高裁判所長官と協議して任命することとなっており（憲法 95 条 1 項）、政府が最高裁判所に関与しやすい構造となっている。第二に、下級裁判所裁判官の任命についても、大統領が、自身が制定した規則に従って任命することとなっており（憲法 115 条）、政府の影響を受けやすくなっている。

(7) 司法積極主義とそのあらわれ

バングラデシュでは近年、消費者、環境、社会的弱者の利益を守ることを目的とした公益訴訟⁴²が活発で、裁判所も比較的積極的に実質審査をしている。前述の 1989 年の第 8 次憲法改正事件判決が、裁判所が司法積極主義の可能性を示したもので、公益訴訟の前触れであると評価されている。

(8) 近年の ADR 手続の整備について

⁴¹ もっとも、行政審判法（The Administrative Tribunals Act, 1980）上は上訴部への上訴が可能とされている（行政審判法 6A 条）。

⁴² 佐藤創「バングラデシュにおける公益訴訟（インド公益訴訟との比較）」（『アジア経済』第 48 巻第 3 号，2006 年）に詳しい。

民事事件については 2003 年民事訴訟法改正により ADR の導入も進められている（詳細は民事訴訟法の項を参照）。

4-2. 検察

(1) 任命

バングラデシュにおいて検察官は、政府によって任命される⁴³（刑事訴訟法 492 条 1 項⁴⁴）。検察官の任命については、特定の規則は存在せず、その時々々の支配政党の選択によっており、政府が変われば検察官も入れ替わるという事態が生じているという情報がある⁴⁵が、公開情報からは正確な根拠は発見できなかった。

(2) 権限

検察官は犯罪の嫌疑ある者を訴追する権限を有し（同法 493 条）、また、判決の宣告前に、裁判官の同意を得て訴追を取りやめる権限を有する（同法 494 条）。

(3) 訴追権限の独占の有無

現行刑事訴訟法（1898 年）が英領インド時代に制定されたバングラデシュにおいては、イギリスと同じ、私人による訴追をも認める私人訴追主義が採用されている。したがって、検察官に訴追権限の独占は認められていない。なお、日本を含め大陸法系の国では、検察官にのみ訴追権限を認める国家訴追主義が採用されていることが多い（日本について日本国刑事訴訟法 247 条参照）。

(4) 司法長官

政府によって検察官が任命されるため、政府の法律最高顧問である司法長官が日本でいう検事総長の地位を担うこととなる。司法長官は最高裁判所判事に任命される資格がある者の中から、大統領によって任命される（憲法 64 条 1 項）。司法長官は大統領に与えられた義務を履行する（憲法 64 条 2 項）。

⁴³ 出典：バングラデシュ法務・司法及び議会問題省ホームページ

<http://www.minlaw.gov.bd/solicitoroffice.htm>

⁴⁴ 訳文：「政府は、いかなる地方においても、一般的に又はいかなる事件若しくは事件の審級においても、検察官と呼ばれる 1 人以上の役人を任命することが出来る。」

⁴⁵ 出典：Asian Legal Resource Centre のホームページ

<http://www.article2.org/mainfile.php/0701/309/>

4-3. 弁護士

(1) 概要

Bangladeshにおいて弁護士は **Advocate** と呼ばれており、一定の法曹教育を受け弁護士試験を通過した者に資格が付与される。 Bangladeshの法体系は、前述のとおり、旧宗主国であるイギリスの影響を強く受けているが、イギリスのように **Solicitor** と **Barrister** の2種類に弁護士が分けられているわけではない。また、弁護士のうち、高等裁判所において法曹活動に従事する場合には、別途試験を経て認定を受ける必要がある。

(2) 法的根拠

弁護士及び弁護士会については、憲法のほか、主に「1972年弁護士及び弁護士会法」⁴⁶（以下「弁護士法」という。）によって規律される。

(3) 弁護士の資格

① 弁護士試験

弁護士の資格は、認定された国内外において法学士（LLB）以上の学位を有する Bangladesh人へのみ限定されており、外国人には開放されていない。この資格を有する者は、10年以上の経験を有する弁護士の下で6か月研修しなければならず、当該研修を終えて初めて弁護士会の実施する弁護士試験を受験できる。弁護士試験の仕組みは以下の通りである。まず、択一試験を受験し、択一試験に合格した受験者は、論文試験を受験することができ、論文試験に合格した者は口述試験を受験することができ、口述試験に合格したものが弁護士会に登録することができ、それによって弁護士として活動できる⁴⁷。

② 弁護士の職域の地域的制限の不存在

弁護士法所定の例外を除いて、弁護士以外の者は、法律の職業専門家として活動することを禁止されている⁴⁸。弁護士の職域に地域的制限は存在せず、登録弁護士会の所在地にかか

⁴⁶ 出典： Bangladesh法務・司法及び議会問題省ホームページ
http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=387

⁴⁷ 出典： Bangladesh弁護士会のホームページ

http://bangladeshbarcouncil.org/index.php?menu_id=64&exmenu=64

⁴⁸ 弁護士法 19条(1)項

ならず、バングラデシュ全域に及ぶ（弁護士法 19 条(2)項）。

③ 非弁活動の禁止

弁護士でない者が法の職業に従事し、又は 4-3 (1) で述べた高等裁判所に従事する資格を有しない弁護士が高等裁判所に従事する場合には、6 か月未満の懲役に処せられる（弁護士法 41 条）。

④ 高等裁判所への従事

弁護士のうち、高等裁判所に従事できる者は、原則として、弁護士として 2 年以上の勤務経験を有し、かつ、口述試験に合格した者に限定される⁴⁹。

(4) 弁護士会

① バングラデシュ弁護士会（Bangladesh Bar Council）

バングラデシュ弁護士会は、バングラデシュの各弁護士会及び弁護士を統括する中心的組織である。

バングラデシュ弁護士会の具体的な役割の概要は以下のとおりである⁵⁰：

- (a) 弁護士の認定、弁護士試験の管理、弁護士の罷免等；
- (b) 当該役割の準備及び維持；
- (c) 弁護士倫理規定の制定；
- (d) 弁護士の懲戒審査及び処分；
- (e) 弁護士の権利及び利益の保障；
- (f) バングラデシュ弁護士会の資金管理；
- (g) その委員の選挙の準備；
- (h) その委員会の手続の制定；
- (i) 法曹教育の促進；
- (j) 本法所定のその他の役割；及び
- (k) 上記の役割の実行に必要な一切の行為。

バングラデシュ弁護士会の委員の定数は 15 名であり、1 名はバングラデシュ司法長官

⁴⁹ 弁護士法 21 条及びバングラデシュ弁護士会のホームページ：
<http://bangladeshbarcouncil.org/>

⁵⁰ 弁護士法 10 条

(Attorney-General) が兼任し、7名は全弁護士の中から選挙によって任命され、残り7名は地方弁護士会所属の弁護士から選挙によって任命される⁵¹。同じ委員の連続しての再任は認められていない⁵²。

② 各弁護士会

各弁護士会は、バングラデシュ弁護士会の認定に基づいて⁵³、弁護士によって自主的に結成される団体であり、最高裁弁護士会 (Supreme Court Bar Association) と地方弁護士会の2つに分類される。バングラデシュの弁護士は、いずれかの弁護士会に所属しなければならない⁵⁴。最高裁弁護士会は、高等裁判所 (High Court) への従事を認められて1年を経過した弁護士のうち、入会を希望し、面接に合格した者によって構成される弁護士会である⁵⁵。最高裁弁護士会の構成員であることは、最高裁裁判官に任命されるための複数のルートの中の1つである。

5. 法曹養成制度

5-1. 法曹養成制度の概要

前述のとおり、法曹資格を得るためには法学学士 (LLB) 以上の学位を有さなければならないが、旧宗主国であるイギリスと異なり、ロースクール制度は採用されていない。

5-2. 法学学士課程 (LLB)

私学を中心として約70の法科大学 (law colleges) が主に2年間のLLBコースを提供している。法科大学はバングラデシュ国家大学の管理に服する。法科大学では伝統的な法学教育が行なわれ、実践的な教育はなされていない⁵⁶。

また、ダッカ、ラジシャヒ、クシュティア及びチッタゴンの公立大学ではLLB (Hons) という4年間のLLBコースが提供されている⁵⁷。

⁵¹ 弁護士法 5条(1)項

⁵² 弁護士法 5A条

⁵³ 弁護士法 39条

⁵⁴ 出典：バングラデシュ弁護士会のホームページ

<http://bangladeshbarcouncil.org/>

⁵⁵ 出典：最高裁弁護士会のホームページ

<http://www.bangladeshsupremecourtbar.com/faq.php>

⁵⁶ Law Commission, People's Republic of Bangladesh, Dhaka 2006 "REVIEW OF LEGAL EDUCATION IN BANGLADESH FINAL REPORT"による。

5-3. 法学修士課程 (LLM)

ダッカ、ラジシャヒ、クシュティア及びチッタゴンの公立大学では、1年間の法学修士(LLM)コースも提供されている⁵⁸。

5-4. 言語

バングラデシュでは、イギリスの植民地であったことから、法源である判例もイギリス植民地時代の判例が多く含まれており、かつ、現在のイギリス、インド等の他のコモンロー諸国の判例も実務上参考にされている。

従って、バングラデシュの法学教育においては、公用語であるベンガル語ではなく英語が支配的地位を占めており、私学の一部は英語のみで法学教育を行っており、残りは英語とベンガル語の双方又はいずれかで法学教育を行っているようである。この点、公用語であるベンガル語による法学教育を充実させるべきか、又は、国際取引において不可欠である英語による法学教育を充実させるのかという点について、方向性が定まっていないようである⁵⁹。

5-5. JATI

司法行政研修機構 (Judicial Administration Training Institute: JATI) とは、1995年 JATI 法に基づいて、裁判官、政府の法務担当、弁護士、検察官⁶⁰及び裁判補助スタッフの能力向上を目的として、1997年に設立された、国家機関である。

JATI の主な役割は、以下のとおりである⁶¹：

- (1) 裁判官、政府の法務担当、弁護士及び裁判補助スタッフの研修；
- (2) 法案等の草案作成の研修；
- (3) 裁判実務に関する調査研究活動；
- (4) 会議、シンポジウム等の開催；及び

⁵⁷ 同上

⁵⁸ 同上

⁵⁹ 同上

⁶⁰ 出典：JATI ホームページ

<http://www.jatibd.org/>

⁶¹ 出典：バングラデシュ法務・司法及び議会問題省ホームページ

<http://www.minlaw.gov.bd/jati.htm>

(5) 司法制度及び裁判実務に関する政府への提言。

5-6. 継続教育制度

バングラデシュにおいては、日本や米国等と異なり、法曹資格を得た後において継続的教育を受ける義務は特に存在しない。

第2 バングラデシュにおける以下の分野に関する法制度及び運用の実情

1. 契約法制

1-1. 契約法

バングラデシュにおいては、成文法として1872年契約法（THE CONTRACT ACT, 1872）が存在し、契約の成立、効力及び解除、行為能力についていくつかの規定を定めているが、前述のとおり判例法主義であるイギリスのコモンローを継承しているため、契約実務においては、成文法ではなく判例法が適用されることが多い。

1872年契約法は、イギリス植民地時代に制定され、バングラデシュの独立後も有効に存続している。

1-2. 契約の成立

バングラデシュにおいて契約（contract）とは、複数の者の間においてなされた合意（agreement）のうち、それに基づきいずれかの当事者の作為又は不作為が得られる権利を生じさせる合意である。

1-3. 約因

他の英米諸国と同様に、契約が執行可能であるためには、約因が存在しなければならない。約因とは、一方の約束に対する他方の反対給付又は反対給付の約束をいう。1872年契約法23条によれば、違法な給付内容は約因として無効であると定められている。

1-4. 契約の執行可能性

上記の約因が存在しない場合に加えて、以下の場合には契約の執行可能性が否定される：

- (1) 契約当事者の能力の不存在；
- (2) 意思表示の錯誤、脅迫、詐欺等；及び
- (3) 契約対象が違法であること。

2. 不動産を始めとする物権法制

2-1. 不動産に関する法令

バングラデシュの不動産法は、イギリス植民地時代の英国法に起源を有しており、判例に基づくコモンローの法体系を基本的に継承している。

不動産に関する主たる成文法は、以下のとおりである：

- (1) 1882年不動産譲渡法 (Transfer of Property Act of 1882) ；
- (2) 1908年登記法 (Registration Act 1908) ；
- (3) 1947年非農業賃借法 (Non Agricultural Tenancy Act of 1947) ；
- (4) 1950年国家収用及び賃借法 (State Acquisition and Tenancy Act of 1950) ；
- (5) 1950年放棄地収用法 (Acquisition of Waste Land Act of 1950) ；
- (6) 1972年バングラデシュ土地所有制限令 (Bangladesh Land Holding Limitation Order of 1972) ；
- (7) 1984年土地改革法 (Land Reforms Ordinance of 1984) ；

2-2. バングラデシュにおける不動産の種類

バングラデシュにおける不動産に関する主な権利の種類は以下のとおりである：

- (1) コモンローに基づく不動産権 (estate)

コモンローに基づく不動産権として、絶対的土地使用权 (Fee simple) を始めとする不動産権が存在する。Fee simpleは、理論的には国家からの土地使用权の付与と位置づけられるが、実質的には無期限かつ譲渡、相続可能であり、日本の土地所有権と異なる内容となる。

- (2) 土地を所有しない家族に対する国有地の99年土地使用权の付与

土地を持たない貧しい家族に国有地の使用权を付与する制度であるが、手続の煩雑さ及び制度運用の腐敗により上手く機能していない。

- (3) リース(leasehold)

概念は他国と同様である。期間は最長99年。

- (4) 農地の小作権

農地を小作農家が小作権に基づいて使用する場合には、期間は5年以上でなければならず、かつ、地主が土地を第三者に譲渡しようとする場合において小作農家が優先買取権を行使することができる。

(5) チッタゴン丘陵地域

バングラデシュの南東に位置し、ミャンマーと国境を接するチッタゴン丘陵地域では、仏教の影響を受けた現地の慣習法の影響が強く、土地の権利関係に適用される法規制について他の地域とは異なる場合がある。

(6) 輸出加工地区 (EPZ)

輸出加工に主に従事すべき企業が入居するEPZについては、上記(1)の不動産権の取得は認められず、入居企業は、30年を上限として（更新可）土地使用権の割当又はリースを受けることになる。当該土地使用権の取得及び譲渡について印紙税は免除されている。

2-3. 土地取得の上限規制及び外資制限

1950年国家収用及び賃借法（State Acquisition and Tenancy Act of 1950）により、特定の個人又は企業による33エーカー以上の土地の所有が禁止されている。他人を名義人として用いた場合もこの禁止の範囲に含まれる。農地については1984年土地改革法により21エーカーを土地取得の上限としている。しかしながら、この上限規制については、実務上あまり運用されていないようである。

土地の取得は外資100%企業その他、支店登記を済ませた外国企業も可能であり、外国企業又は外資比率を理由とした土地取得制限は特には存在しない。

2-4. 土地の登記

1882年不動産譲渡法（Transfer of Property Act of 1882）及び1908年登記法（Registration Act 1908）に従って登記手続が行われる。土地の不動産権の登記その他、リースも登記対象に含まれているが、実務上はリースについて登記がなされることは稀である（登記をしなければ法的には権利保全がなされない）。

土地の登記手続には、3パーセントの印紙税、1パーセントの地方税及び2パーセントの登記手数料の事前納付が必要となり、そのコストは低くない。また、土地収入局での権利登記の確認手続→土地の境界等に関する当局の調査→現地役所からの障害不存在（non-encumbrance）証明書の取得→譲渡証書（Deed）の作成及び印紙税の納付→地方税及び登記手数料の納付→土地収入局での登記変更申請という迂遠な手続を経る必要があり、半年から1年程度要するのが通常である。しかも、当該手続の運用が腐敗しており、賄賂を渡さなければ円滑に終了しないという批判も存在する。こういった状況により、不動産の登記については所有権についても登記されていないケースが多く、不測の紛争に巻き込ま

れるリスクが高い。

3. 会社法制

3-1. バングラデシュの会社法

バングラデシュの会社法制は、主に1994年会社法に定められている。バングラデシュは基本的にイギリス法を継承しているため、会社法の基本的概念及び構造もイギリス会社法に基づいている。

3-2. バングラデシュにおける会社の種類

(a) 責任の範囲による分類

1994年会社法によれば、バングラデシュの会社は、責任の範囲に応じて以下のとおり分類される。

① 無限責任会社

各出資者が会社の債務について無限に責任を負う会社である。

② 有限責任会社

各出資者が会社の債務について、一定の範囲の限りにおいて責任を負う会社である。有限責任会社はさらに以下のとおり分類される。

(i) 株式有限責任会社 (Limited by Shares)

(ii) 保証有限責任会社 (Limited by Guarantee)

(iii) 株式・保証有限責任会社 (Limited by Shares and Guarantee)

株式有限責任会社とは、日本の株式会社のように、株主の責任が引き受けた株式資本に限定される会社をいう。

保証有限責任会社とは、発起人が定款で約束する範囲において債権者に対して責任を負う法人をいい、株式という概念は存在しない。

株式・保証有限責任会社とは、株式有限責任会社と保証有限責任会社の両方の性質を有する会社である。

他のイギリス法系諸国と同様に、実態としては保証有限責任会社及び株式・保証有限責任会社はほとんど利用されておらず、実在する会社のほとんどが株式有限責任会社である。

(b) 公開会社/非公開による分類

会社のうち、株主が50名までに制限され、かつ、株式譲渡の制限を有するものは、非公開会社（private company）に分類される。それ以外の会社は、公開会社として会社法上取り扱われることとなる。

3-3. 株式有限責任会社のガバナンス体制

(1) 株主の数

非公開会社について2人以上、その他の会社については7人以上の株主が必要であり、いわゆる1人株主会社の設立は認められていない。

(2) 株主総会

イギリス会社法の流れを汲んでいるため、株主総会は、会社の業務意思決定には基本的には参加しない構造となっている。

株主総会においては、別途定款において定めない限り、以下の規定が適用される：

- (a) 10%以上の株式を合計で有する2人以上の株主は、株主総会の招集を請求できる；
- (b) 株主総会の定足数は、株主数6名以下の非公開会社については2名、株主数7名以上の非公開会社については3名、その他の会社については5名となる。

従って、例えば2者間の合弁の場合において、別途定款で定めなければ株主総会の定足数は2者となり、どちらかが欠席すれば株主総会を開催できない。この場合において法律上は裁判所に対して最終的に株主総会の開催を請求し得るが、実務的にはかなり困難である。よって、このような状況を避けるためには、定款において定足数を1名と定めておくか、又は、自分がコントロールできる名義株主を1名準備しておいて3者間の合弁とし、常に2名以上の株主が出席できるようにしておくことも対策案として考えられる。

通常決議は出席議決権の過半数、特別決議は同じく4分の3が議案を可決するための比率となる。それぞれの決議事項の概要は以下のとおりである：

(A) 通常決議事項

- ① 取締役の選任及び報酬の決定
- ② 配当の決定
- ③ 監査役の任命

④ 財務諸表の承認

⑤ 新株発行

(B) 特別決議事項

① 定款の変更

② 取締役の解任

③ 監査役の解任

④ 減資（さらに債権者の異議申し立てを含む裁判所の決定手続が必要）

⑤ 合併

⑥ 会社の解散及び清算

(3) 取締役会

取締役会は、会社の業務執行に関する原則的意思決定機関である。3か月に一度、かつ、1年に4回以上開催される必要がある。

取締役の人数は2名以上であるが、公開会社又はその子会社は3名以上必要である。

取締役の資格について、国籍要件及び居住地要件は存在しないので、例えば取締役全員が日本の親会社を兼務する日本在住の日本人でも構わない。

取締役の任命は株主総会の普通決議によりなされ、理由の有無を問わず特別決議により解任可能である。任期は最長3年であり、再任可能である。

また、業務執行を行う取締役として、業務執行取締役(managing director)を任命することも可能である。公開会社又はその子会社の業務執行取締役は、他社の業務執行取締役を兼任できない。

(4) 監査役

バングラデシュの会社においては監査役の設置が義務付けられているが、英国会社法の流れを汲んでいるので、ここでいう監査役とは、日本法上の監査役ではなく会計監査人に相当し、又は類似する概念である。監査役は株主総会の普通決議により選任され、特別決議により解任される。

(5) 会社秘書役

バングラデシュの会社においては、英国系会社法に従い、会社秘書役の任命が必要となる。会計事務所等の外部の専門家を任命することが外資系の会社では多いが、経験のある内部の職員を任命することも法的には可能である。株主総会、取締役会等の各種議事録の作成、管理、株主名簿等の管理、当局への定型的な報告書等の提出、その他総務、法務面について管理する責任を負う役職である。

4. 労働法

4-1. 労働法の体系

イギリス植民地時代の 1881 年に就業時間や賃金、労働組合活動など工場の雇用に関する法律が定められ、1926 年には労働組合法が可決された。

2006 年に、それまで個別に 25 の法律により定められていた事項がまとめられ、2006 年労働法（Bangladesh Labour Act, 2006）が制定された。特定の事業所等を除き、すべての事業所が適用対象となっている。なお、2006 年労働法は、その後 2013 年に一部改正された⁶²。

4-2. 2013 年労働法の概要

2013 年労働法の目次は以下の通りとなっている。

- 第 1 章 前文
- 第 2 章 サービス及び雇用の条件
- 第 3 章 青少年の雇用
- 第 4 章 出産手当
- 第 5 章 健康及び衛生
- 第 6 章 安全
- 第 7 章 健康、衛生及び安全に関する特別規定
- 第 8 章 福祉
- 第 9 章 労働時間及び休暇
- 第 10 章 賃金及び支払
- 第 11 章 賃金委員会
- 第 12 章 事故による傷害のための労働者の補償
- 第 13 章 労働組合及び労使関係
- 第 14 章 紛争、労働裁判所、労働上訴裁判所、訴訟手続等
- 第 15 章 労働者の会社の利益への参加

⁶² 以下、4.において、特に法名が明記されていない条文は、2013 年労働法を指す。

- 第 16 章 雇用規制及び荷役労働者の安全
- 第 17 章 準備基金
- 第 18 章 試用期間
- 第 19 章 刑罰及び手続
- 第 20 章 執行，検査等
- 第 21 章 雑則

日本の労働法と比較して 2013 年労働法の注目すべき点としては以下の点が挙げられる。

- ・日本であれば労働基準法，労働組合法，労働契約法，労働者災害保険法，男女雇用機会均等法など，様々な法律で定められている事項が，バングラデシュにおいては 1 つの法律により定められている。そのため 2013 年労働法の条文数は 354 条以上にわたる。
- ・日本は 1 日 8 時間，週 40 時間が通常の労働時間の上限であるが，バングラデシュは 1 日 8 時間，週 48 時間が上限（102 条）である。
- ・時間外の労働賃金は通常の給与の 2 倍である（119 条）。
- ・有給休暇（Annual leave with wages, 117 条）の他に，臨時休暇（Casual leave, 115 条），傷病休暇（Sick leave, 116 条）といった休暇が認められている。

4-3. 雇用主の責任

雇用主の主要な責任として以下のようなものがある：

- ・使用者は労働者を雇用する際，採用通知を発行しなければならない（5 条）。
- ・自らの負担で勤務帳を提供しなければならない（6 条）。勤務帳には労働者の写真，労働者の両親の名前，労働者の住所・生年月日等，以前の雇用主の名前や住所・雇用期間・職業・役職・賃金等といった情報が記載される。雇用主は雇用期間終了時に労働者に勤務帳を返却する。
- ・登記簿に必要事項を記入し，会社に備え置かなければならない（9 条）。登記簿には，労働者の名前及び生年月日，労働者の両親の名前，採用日，仕事内容・労働時間，休暇日数，配属先等の情報を記載する。
- ・労働者に社員証を提供しなければならない（同条）。社員証は常勤労働者と非常勤労働者に区分し配布する。労働者は雇用契約終了時にこれを会社に返却する。
- ・2013 年労働法の下で支払われるべき賃金を労働者へ支払わなければならない（121 条）。

4-4. バングラデシュ人の雇用義務

政府が定める外国投資申請時の審査基準として以下のものがあるので，外国企業は注意する必要がある：

- ・製造業において外国人1人あたりバングラデシュ人20人、サービス業において外国人1人につき5名以上のバングラデシュ人の雇用義務が掲げられている。
- ・また、役員を含めて外国人の従業員比率は15%を超えてはならない。

4-5. 労働者の分類

バングラデシュにおける労働者の分類は、仕事の特徴や条件により、以下のとおり分類される：

- (1) 研修生 (Apprentice) : 研修生として採用され、研修期間において手当を受ける労働者
- (2) 日雇い労働者 (Badli) : 常勤又は見習い労働者の欠勤期間を埋めるために雇用される労働者
- (3) 臨時的労働者 (Casual) : 組織に臨時的に雇用される労働者
- (4) 一時的労働者(temporary) : 一時的で、特定の期間で終了する労働力として雇用される労働者
- (5) 常勤労働者 (Permanent) : 常勤労働者として採用され、又は、見習い労働者として採用され試用期間を過ぎた労働者。
- (6) 季節労働者 (Seasonal worker) : 組織に季節労働のために雇用され、季節労働をなす労働者。

4-6. 未成年者及び女性の就業制限

14歳未満の者を雇用することはできない(34条)。14歳以上18歳未満の者については、研修生又は見習い労働者としての雇用を除き、適合証書を雇用主が保管しない限り雇用することはできない。

女性労働者を本人の同意なく夜10時から朝6時の間に就業させることはできない(109条)。

4-7. 労働契約

書面による労働契約の締結義務が法で定められているわけではないが、人事管理の観点からは書面で締結すべきである。契約書は通常ベンガル語もしくは英語で作成される。

4-8. 労働時間

- ・1日8時間(ただし例外的に10時間)(100条)、週48時間制度(102条)。
- ・残業をする場合にも、就業時間は1日10時間(100条但書)、1週間60時間(102条(2)項)

但書)が上限とされる。残業手当は基本時間給の2倍である(108条(1)項)。

・ある1日の労働において、5時間の勤務に対して30分、若しくは6時間の勤務に対して1時間の休憩時間が必要である(101条)。

4-9. 休日

(1) 週休

道路交通サービス業は1日/週(連続24時間)、店舗、商業用施設及びその他の産業では1.5日/週の休日が付与される(103条)。休日出勤の場合には代休を取ることが許可される(104条)。

(2) 年次有給休暇

1年以上勤務した者は、次の12か月間において、原則として18勤務日あたり1日の有給休暇を享受する(117条(1)項)。未行使の有給休暇は翌年に持ち越される(同条(4)項)が、その場合でも有給休暇の1年あたりの上限は、工場及び道路サービスにつき40日、店舗、商業及び産業について60日となる(同条(5)項)。

(3) 祝日休暇

各従業員は、1年あたり11日の祝日休暇を享受し、雇用者が当該祝日休暇の日程を決めなければならない。祝日休暇に従業員を勤務させることも可能であるが、この場合にはその代休に加えて、2日間の有給休暇の追加が必要となる(118条)。

(4) 臨時休暇

各従業員は、10日の臨時休暇(有給)も享受する。ただし、翌年に持ち越すことはできない(115条)。

(5) 病休

病休は14日(有給)ある。病院の証明書が必要であり、翌年に持ち越すことはできない(116条)。

(6) 産休

産休は、16 週間（出産前後それぞれ 8 週間）である(117 条 8 項(d))。

4-10. 賃金体系

(1) 最低賃金をめぐる動き

民間企業における労働者の最低賃金は、政府が管轄する最低賃金委員会の勧告により決定される。最低賃金は産業ごとに基本的に 5 年ごとに改定される。最低賃金委員会は生活費、生活水準、生産原価、生産性、物価、ビジネスの将来性、経済・社会情勢等を考慮して最低賃金を決定する。

主要産業である衣料産業の最低賃金に関して、2006 年に月額 1662 タカに改訂され、その後デモを受けて 2010 年に月額 3000 タカに改訂された。そして、2013 年 11 月に、ストによる生産の混乱を受けて、月額 5300 タカへの改訂を政府は承認した。

(2) 賃金に関する定め

賃金体系について法令上細かい要求は存在しないが、実務上は、基本給、住宅手当、交通費、医療費手当、年 2 回の賞与（断食明け及び犠牲祭の際）という構成を採用することが多いようである。

賃金に関する主要な定めとしては以下のようなものがある：

- ・ 賃金支払い期間を設定する。ただし、賃金支払い期間は 1 か月を超えてはならない。
- ・ 賃金の支払いは、賃金期間の最終日から 7 日以内に行われなければならない。
- ・ 賃金はすべて現金または銀行小切手で支払われなければならない。
- ・ 下請業者の従業員の賃金未払について、委託元企業が二次的に責任を負う。
- ・ 従業員の給与から控除可能な費用等は、以下に限られる：
 - (a) 報酬期間における報酬額の 10%を超えない罰金
 - (b) 欠勤相当分の給与
 - (c) 従業員に預けた物品の滅失又は毀損
 - (d) 住居費用の立替分
 - (e) 法令上許容された、雇用者が従業員に提供する特定の物又はサービスの対価
 - (f) 前借部分
 - (g) 個人所得税負担分
 - (h) 基金の従業員負担分等

4-11. 解雇の要件及び手当

4-11-1. 人員余剰による解雇 (retrenchment) (20 条)

会社は、以下の手続を経ることにより、人員余剰を理由として契約期間 1 年以上の従業員を解雇できる：

- (1) 書面による 1 か月の事前通知又は通知期間分の賃金の支払；
- (2) 労働当局の調査責任者等への解雇通知書のコピーの送付；及び
- (3) 就業期間 1 年あたり 30 日分の賃金の支払。

4-11-2. 就労不能による解雇(discharge) (22 条)

会社は、就労不能又は医者が証明する健康不良を理由に、従業員を解雇できる。この場合には、就業期間 1 年あたり 30 日分の賃金の支払が必要となる。

4-11-3. 懲戒解雇 (Dismissal) (23 条)

会社は、補償なしで、法律で罰せられた場合又は適正な手続で以下の不正行為を犯したと認められた場合に従業員を懲戒解雇できる：

- (1) 重大な業務命令違反
- (2) 業務に関連した窃盗、詐欺等の違法行為
- (3) 賄賂取引
- (4) 常習的な遅刻
- (5) 常習的な法令違反
- (6) 会社内における喧嘩、器物損壊等の秩序違反行為
- (7) 業務の常習的不履行
- (8) 就業規則の常習的違反
- (9) 会社の各種記録の偽造、廃棄等

4-11-4. 会社による無理由解雇(Termination) (26 条)

会社は、以下の手続を経ることで、何ら理由を示さずに従業員を解雇できる：

- (1) 月次ベースの常勤労働者について 120 日、その他の常勤労働者について 60 日、月次ベースの一時的労働者について 30 日、その他の一時的労働者について 14 日の事前通知又は通知期間に対応する賃金の支払；及び
- (2) 就業期間 1 年あたり 30 日分の賃金の支払。

4-11-5. 労働者による離職 (27 条)

常勤労働者は、書面による 2 か月の事前通知又は通知期間分の賃金相当額の放棄により、離職できる。その場合、10 年以上連続して就業している労働者は 1 年あたり 30 日の賃金の支払、5 年以上 10 年未満の場合は 1 年あたり 14 日の賃金の支払を受けることができる。

4-11-6. 定年退職 (28 条)

一般的な労働者の定年は 57 歳末日である。その計算は勤務帳に記録されている生年月日に基づいて行う。定年退職後の再雇用もありうる。

4-12 団体的労使関係

4-12-1 労働組合等

労働者は、労働組合を結成し、自身の選択により組合に加入する権利を有する (176 条)。雇用主は、雇用主と労働者又は雇用主同士の関係について規制することを主な目的として労働組合を結成し、自身の選択により組合に加入する権利を有する (同条)。もっとも、労働者及び雇用主は、同時に 1 つ以上の労働組合に加入、継続参加、又は組合員になることはできない (193 条)。なお、労働組合は登録機関に登録しなければ労働組合として機能を果たすことはできない (192 条)。

4-12-2 団体交渉の主体

団体交渉代表権者は、組織内の労働組合が 1 つの場合にはその組合となり、2 つ以上の場合には労働局所長が開催する無記名投票等により決せられた労働組合となる (202 条)。

4-12-3 不当労働行為等

(1) 雇用主側の不当労働行為 (195 条)

雇用主側の不当労働行為として、雇用主、雇用主の労働組合又はその代理人が行う以下のような行為を定めている (抜粋)：

- ・組合員であることを理由とした雇用・雇用継続拒否
- ・組合員であることを理由とした雇用、昇進、雇用形態、作業環境に対する差別

- ・優遇等をするにより組合からの脱退を奨励すること
- ・脅迫等による団体交渉代表権者への合意強要
- ・労働組合の選挙の妨害
- ・ストライキ中の新規採用
- ・労使紛争に関する団体交渉代表権者からの連絡に返答しないこと

(2) 労働者側の不公平な行為 (196 条)

バングラデシュ労働法においては、上記のように雇用主側の不当労働行為を定める一方で、労働者側において許されない行為も定めている。具体体には、以下のような労働者及びその代理人の行為が禁止されている（抜粋）：

- ・雇用主の許可なく、業務時間内に労働組合の活動に従事すること
- ・組合員になること若しくはならないこと、組合員継続、又は退会の強要
- ・優遇等の提案による、組合員になることもしくはならないこと、組合員継続、又は退会への誘導
- ・脅迫等による組合への支払又は支払しないことの強要
- ・脅迫等による雇用主への同意等の強要
- ・違法なストライキ又はサボタージュの開始、継続
- ・労働組合の要求や目的増進のためにデモ、交通機関等の妨害、財産破壊等の手段に訴えること

4-13 労働関係紛争の解決手続

労働関係紛争は、政府から任命された調停員や、労働裁判所（214 条等）を通じて解決される。

政府は、労働法の目的実現のため、必要な数の労働裁判所を設置するものとされている。労働裁判所は原則的には 1 人の裁判長（裁判官）と裁判長を補佐する 2 人（政府が被記載者を選定した従業員代表者名簿及び使用者代表者名簿より、それぞれ従業員側を代表する者及び使用者側を代表する者 1 名ずつ裁判長が選任する）より構成される(214 条)。労働者、雇用主、及び団体交渉代表権者は、労働法の権利を行使するため、労働裁判所に提訴することができる(213 条)。当事者が労働裁判所の判決に対して不服を有する場合には、労働上訴裁判所に異議を申し立てることができ、かかる労働上訴裁判所による判決が最終判決となる(217 条)。

5. 民事訴訟法，民事訴訟を始めとした法的紛争解決手続

5-1. 民事訴訟

(1) バングラデシュ民事訴訟法の概要

バングラデシュ民事訴訟法は 1908 年に成立し，1909 年 1 月 1 日から施行されている⁶³。全 11 章から成り，訴訟手続のみならず，訴訟以外の紛争解決手続や判決の執行手続についても規定が置かれている。

(2) 審理手続

全ての訴訟は，原則として，請求を明らかにして提起されなければならない(26 条)，訴訟が適法に提起された場合には，被告に対し，出頭して請求に対する答弁を行うよう召喚状が発布される(27 条)。

審理においては，先に主張をする権利を持つ当事者が自らの主張を述べ，証明すべき争点について証拠を提出する。その後，相手方当事者がその者の主張を述べ，必要に応じて同様に証拠を提出した上で，案件全体について弁論を行う。その後，最初に主張を述べた当事者も案件全体についての弁論を行うという流れになっている（付則第 1 規則 18.2，121 条）。

なお，どちらの当事者が先に主張を始める権利を持つかについては，原則として原告がこれを有することとされており，例外として，被告が原告の主張する事実を認めた場合において，法律の適用の観点で争うとき，又は他の事実を挙げて原告の請求が認められるべきではないと争うときには，被告が先主張権を持つこととされている（付則第 1 規則 18.1，121 条）。

裁判所は，最後に審理を行った期日から 120 業務日以内に審理を終結する(付則第 1 規則 18.19，121 条)。

審理終結後，裁判所は判決を下すことになるが，かかる判決は，公開の法廷でなされなければならない(33 条，付則第 1 規則 20.1，121 条)。

(3) 上訴

原則として，全ての第一審判決に対して控訴を行うことができる（96 条(1)項）。なお，地方裁判所が第一審である場合には，原則として高等裁判部が控訴審となる（1887 年民事裁判所法 20 条(1)項，憲法 101 条）。また，高等裁判部が認めた場合には，上訴部に対する上

⁶³ 以下，5.において，特に法名が明記されていない条文は，民事訴訟法を指す。

告が可能である（憲法 103 条(3)項）。

(4) その他裁判について

バングラデシュにおいても、日本と同様に、二重起訴は認められていない（10 条）。外国において訴訟が係属していた場合であっても、バングラデシュに訴訟を提起することは同条によっても妨げられないとされている。

また、既に判決が下されている場合には、直接かつ重大な争点事項について前訴と共通する後訴を、同一の当事者等が提起することはできない（11 条）ことも規定されている。

国内に居住する外国人は、その者が敵国人である場合には政府の許可がある場合に限り、敵国人でない場合にはかかる政府の許可がなくとも、バングラデシュの裁判所に提訴できる。他方で、政府の許可を得ない敵国人や、外国に居住している外国人は、バングラデシュの裁判所に提訴することはできない（83 条）。

また、外国の国家であっても、政府により認証されている国であって、その訴えの対象が公人としての国家の役人等に授権された私権の実行に関するものである場合には、外国国家による提訴も認められている（84 条(1)項）。

5-2. その他の紛争解決手続

民事訴訟法には、訴訟以外の紛争解決手段として、調停及び仲裁の手続をとることができる旨が規定されている。

即ち、全ての当事者又は代理人が出廷している場合には、裁判所は審理を休止して、その訴訟における紛争を解決するために調停に付することができる旨が規定されている（89A 条(1)項）。この場合において、調停が成立しなかったときには、原則として付調停前の状態から裁判の審理を再開する（89A 条(7)項）が、裁判を行っていた裁判体が調停員としてそのまま調停に関与した場合においては、管轄権を有する別の裁判体が再開した審理を行う（89A 条(9)項）。

仲裁については、訴訟の審理が開始した後いかなる段階においても、両当事者が裁判所に対して、訴えを取り下げて仲裁手続に移行することを申し出た場合には、裁判所はこれを認めることとされており、かかる申出が仲裁合意とみなされる旨が規定されている。但し、何らかの理由により仲裁手続が開始せず、又は仲裁判断が下されなかった場合には、一度取り下げた訴えを再度提起することができる（89B 条）。

第3 現状における問題点の検討, 改善策及び日本が法整備支援を行うことが望ましいと考えられる事項の提言

1. 英米法の独自性が比較的重視されない法分野における法整備支援

バングラデシュにおいては、上記のとおり、旧宗主国であるイギリス法の体系が基本的に継承されている。イギリス法は、契約その他民法関係を規律するコモンロー、エクイティ、並びに会社法の建付けにおいて日本法及びその他の大陸法系諸国と大きく異なるといえる。従って、大陸法系に属する日本の専門家が、バングラデシュの契約法、物権法（担保権含む）、及び会社法等のイギリス法の特色の強い分野について法整備支援を行なうことはあまり効率が良くないと考えられる。

他方において、民事訴訟法（保全や執行を含む）、知的財産権法等においては、日本法の建付けとそれほど本質的な違いがあるわけではないので、日本の専門家による法整備支援にも十分馴染むものといえる。

2. 知的財産権保護制度の支援

バングラデシュにおいては知的財産権の円滑な登録制度の実行体制や、知的財産の侵害に対する迅速かつ十分な司法制度による保護体制がまだ整備されていない。また、バングラデシュは後発開発途上国（LDC）に現時点では分類されているので、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）上の義務が 2021 年 7 月 1 日まで免除されている。従って、バングラデシュにおける知的財産権保護については、バングラデシュ自身には急いで整備するインセンティブがあまり無いので、日本等から積極的に法整備支援を行なっていくことが望ましいのではないかと考えられる。

3. 実務運用面の支援

バングラデシュにおいては、裁判手続の運用、保全・執行体制の整備、土地や知的財産の登録手続等、手続の実際の運用体制の整備がかなり遅れているという点が大きな問題となっている。従って、単なる文言上の法令の作成支援ではなく、例えば登記手続や保全・執行体制の体制作り及びその他の実務運用面において、日本の専門家によるキャパシティビルディングを行なうことが望ましいのではないかと考えられる。

4. 法学教育の支援

前述のとおり、バングラデシュにおいては識字率すら6割弱に過ぎず、かつ、法実務においては公用語のベンガル語ではなく旧宗主国の英語が通用している状況にある。英語教育を進めるべきかベンガル語教育を進めるべきかという点は議論の分かれるところであろうが、いずれにしても、バングラデシュに対する法学（及びその他の分野の）教育支援を充実させていくことが重要ではないかと考えられる。

附属資料：バングラデシュ憲法の和訳（抄訳）

憲法

注：以下は、本報告書の目的に鑑みて重要な規定に絞った抄訳である。また、理解の便宜のため、一部の表現を簡略化又は意識しているので、必ずしも原文に忠実に一致しているわけではない。

第1章 共和国

1条 共和国

バングラデシュは、バングラデシュ共和国という単一、独立及び主権の存在する共和国である。

2A条 国教

共和国の国教はイスラム教とする。ただし、その他の宗教も共和国内において平穏に信仰できる。

3条 国語

共和国の言語はバングラ語とする。

4条 略

4A条 略

5条 首都

(1) 共和国の首都はダッカとする。

(2)略

6条 国籍

(1) バングラデシュの国籍は法令によって決定、規制される。

(2) バングラデシュ国民は、バングラデシュ人という。

7条 憲法の最高法規性

(1) 共和国の全ての権限は人民に帰属し、人民のための権限の行使は憲法の授権の下においてのみ実行される。

(2) 憲法は、人民の意志の厳粛な表明であり、共和国の最高法規であり、その他の法

規が憲法と整合しない場合には、当該法規はその不整合の限りにおいて、無効となる。

7A条 略

7B条 略

第2章 国家方針の基本原則

8条 基本原則

- (1) ナショナリズム，社会主義，民主主義，及び世俗主義は，本章所定の原則に加えて，国家方針の基本原則を構成する。
- (2) 本章所定の原則は，バングラデシュの統治の基礎となり，法令制定の際に国家によって適用され，憲法及びその他のバングラデシュ法の解釈の指針となり，国家及び国民の作業の基礎となるが，裁判において執行はできないものとする。

9条 ナショナリズム

独立戦争における一致および決然とした闘争を通じ，統治権を得て独立したバングラデシュ国民の，言語及び文化から生じる一致及び結束は，バングラデシュ国民のナショナリズムの基礎となる。

10条 社会主義と搾取からの自由

社会主義経済体系は，社会の正義と平等の達成，及び人による，人に対する搾取からの自由を保障するため，築かれる。

11条 民主主義及び人権

共和国は民主主義とし，基本的人権及び自由，並びに人の尊厳への尊重及び価値が保障される。

12条 世俗主義及び信教の自由

世俗主義の原則は，以下を排除することにより実現される。

- (a) 全ての形式の地方自治主義
- (b) 国が宗教に政治的地位を認めること
- (c) 政治的目的のための宗教の濫用
- (d) 特定の宗教を信仰する人への差別や迫害

13条 所有権の原則

国民は、生産及び流通のための設備及び手段を所有し、又は管理する。このため、所有の形態は、以下によるものとする。

- (a) 国有、即ち経済の主要部分を包含する効率的かつ有力な国家公共機関を設けることにより、国民に代わって、国が所有する形態。
- (b) 共同体所有、即ち法の制限内で、所属する構成員に代わって共同体が所有する形態
- (c) 個人所有、即ち法の制限内で、個人が所有する形態。

14条 小作人及び労働者の解放

骨を折って働く大衆である小作人及び労働者、並びに後進階級の人民をあらゆる形態の搾取から解放することは、国の基本的な責務である。

15条 基本的必需品の供給

以下各号に掲げるものを市民が確保できるようにするため、計画的な経済成長を通じて生産力の不断の増強、並びに人々の物質的及び文化的生活水準の安定的な向上を達成することは、国の基本的責務である。

- (a) 食料、衣服、住居、教育、及び医療を含む生活必需品の供給
- (b) 労働の権利、即ち労働の質及び量に見合った賃金で雇用を保障される権利
- (c) 合理的な休憩、娯楽、及び余暇を得る権利
- (d) 社会保障の権利、即ち、失業、病気若しくは身体障害、若しくは寡婦、孤児、又は老齢、その他これに類する原因による人間としての成果追加の窮乏に対する公的援助への権利。

16条 略

17条 無償義務教育

国は、以下各号のために効果的な方策を採るものとする。

- (a) 均一、集団、かつ普遍的な教育体系を確立し、法で定められた段階までの無償義務教育を全ての児童にまで拡大する。
- (b) 教育を社会の需要に関連付け、適切に養成され、意欲的な市民を生み出す。
- (c) 法の定める期間内に文盲を除去する。

18条 公衆の衛生及び道徳

(1) 国は、栄養水準の上昇と公衆衛生の改善を主たる義務であるとみなし、特に、医療目的や、他に法律で規定する目的で使用する場合を除き、アルコール及び他の中毒性の飲料や薬品で健康を害するものの消費を抑制するために、効果的な方策を採るものとする。

(2) 国は、売春と賭博を防止するための効果的な方策を採るものとする。

18A条 略

19条 機会の均等

(1) 国は、全ての市民に対して機会の均等を確保することに努めるものとする。

(2) 国は、共和国の中で統一的な水準の経済成長を達成するため、人と人との社会的及び経済的な不平等を解消し、市民間の公平な富と機会の分配を確保するために効果的な方策を採るものとする。

(3) 国は、国民生活の全ての領域において、女性の機会及び参加の平等を確保することに努めるものとする。

20条 権利及び義務としての労働

(1) 労働は、労働可能な全市民にとっての権利であり、義務であり、荣誉であって、その者の能力及び仕事内容に応じてその対価が支払われなければならない。

(2) 国は、原則として、人々が稼いでいない収入を享受することがなく、また、知的、肉体的を問わず全ての形態の労働が、創造性と人間性を表すことができるような状況を作り出すよう努めなければならない。

21条 市民及び政府職員の義務

(1) 全ての市民は、規律を維持し、公の義務を行い、公共財産を守るために、憲法及び法律を遵守する義務がある。

(2) 共和国の政府職員はみな、いかなるときでも国民に奉仕するよう努める義務がある。

22条 行政機関からの司法の独立

国は、国の行政機関と司法を分離することを保障するものとする。

23条 略

23A条 部族、少数民族、民族集団及び団体に固有な文化

国は部族、少数民族、民族集団及び団体に固有な文化を保護し、発展させるための方法を講じるものとする。

24条 略

25 条 国際平和, 安全, 及び団結の促進

国は, その国際関係の基礎に, 国家主権と国家の平等の尊重, 他国の内政不干渉, 国際紛争の平和的解決, 国際法及び国連憲章で宣言された原則を尊重することを原則とする。かかる原則に基づいて, 以下の事項を行う。

- (a) 国際関係における武力行使の放棄及び全般かつ完全な非武装をすることに努める
- (b) 全ての人々が自身の社会的, 経済的, 政治的体系を自身の自由な選択及び手段に基づいて自由に決定し構築する権利を支持する
- (c) 帝国主義, 植民地主義, 人種的偏見に対する正当な取り組みをしている, 世界中の圧迫された人々を支持する

第 3 章 基本的権利

26 条 基本的権利と矛盾する法律の無効

- (1) この章の規定と矛盾する, 全ての現存する法律は, その矛盾の限度において, この憲法の始期とともに無効となる。
- (2) 国は, この章のいかなる条項に違反するいかなる法律をも制定してはならず, 制定された場合は, その矛盾の限度において無効となる。
- (3) この章の規定は, 142 条に基づくどのような憲法改正によっても修正されない。

27 条 法の下での平等

全ての市民は法の下に平等であり, 法によって平等に守られる権利を有する。

28 条 宗教等に基づく差別

- (1) 国は, 宗教, 人種, カースト, 性別, 又は出生地に基づいてどのような市民に対しても差別を行ってはならない。
- (2) 国民生活及び公共生活の全ての領域において, 女性は男性と同等の権利を有する。
- (3) 全ての国民は, 宗教, 人種, カースト, 性別, 又は出生地のみに基づいて, どのような資格制限, 責任, 又は公共の娯楽又は余暇空間への立ち入りや教育施設への入学制限をもなされない。
- (4) この条のどの条文も, 女性や子供のため, 又はいかなる後進階級の市民の発展のために国が特別な規定を設けることを妨げない。

29 条 公共の雇用における機会の平等

- (1) 全ての国民は, 共和国の公務における雇用, 又は官職に関して機会の平等がなければならない。
- (2) 全ての国民は, 宗教, 人種, カースト, 性別, 又は出生地のみに基づいて, 共和

国の公務における雇用，又は官職に関して不適格とされ，又は差別されない。

- (3) この条文は国が以下の措置を採ることを妨げない。
 - (a) 後進階層の市民に，共和国の公務において適切な代表権を確保させることを目的として特別な条項を設けること
 - (b) 宗教的又は宗派的な施設に関する官職を，その宗教又は宗派に属する人に留保する条項を置く法律を施行すること
 - (c) ある現場の雇用又は官職が，本質的に一方の性別の者に適さないと考えられている場合に，他の一方の性別にそれを留保すること

30 外国の称号等の禁止

いかなる市民も，大統領の事前の承諾なく，いかなる外国の称号や勲章等を受けてはならない。

31 条 法の保護を受ける権利

法による保護を享受し，法に従って，また法に基づいてのみ取り扱われることは，全ての市民は，その所在地を問わず，またその他の者はバングラデシュにいる限り奪われることのない権利であり，特にいかなる者の生命，自由，身体，名声，又は財産も法律に基づく他は奪われない。

32 条 生存し，個人の自由の保護を受ける権利

いかなる者も，法に基づく他は，生命または個人の自由を奪われない。

33 条 逮捕及び拘禁に関する保護

- (1) 逮捕された者は，いかなる者であっても，可能な限り早く逮捕の根拠を知らされずに拘禁されることはなく，かつ自らの選択によって法律家に相談し，その保護を受ける権利を否定されない。
- (2) 逮捕され，拘禁された者は全て，逮捕から24時間以内（逮捕場所から治安判事裁判所までの移動に要する時間を除く）に最寄りの裁判所の裁判官に引き渡され，裁判官の許可なく上述の期間を超えて拘禁されない。
- (3) 前2項の規定は次の者には適用されない。
 - (a) 略
 - (b) 予防拘禁のために規定された法律に従い，逮捕又は拘禁されている者
- (4) 以下略

34 条 強制労働の禁止

- (1) 全ての形態の強制労働は禁止され，本条項のいかなる違反も法に従って犯罪とし

て罰せられる。

- (2) 本条項は以下の義務的な労働には適用しない。
- (a) 刑事犯罪が原因で、法に従った刑罰を行っている場合
- (b) 公共の目的のために法によって必要とされている場合

35 条 裁判及び刑罰に関する保護

- (1) 何人も、犯罪として起訴された行為の時点で施行されている法律に違反した場合を除いて、いかなる犯罪についても有罪とされない。また、犯罪行為の時点で施行されている法律で課されている刑罰よりも強度であったり、それと異なる刑罰に処せられることもない。
- (2) 何人も、同じ犯罪について、重ねて起訴され、罰せられない
- (3) 刑事犯罪で起訴された全ての者は、独立した、公平な裁判所又は審判所による、迅速で公開の審理を受ける権利を有する。
- (4) 犯罪行為で起訴された者は何人も、自己に不利益な証人になることを強制されない。
- (5) 何人も、拷問又は残酷、非人間的、若しくは下劣な刑罰又は処遇に処せられない。
- (6) (3)又は(5)は、刑罰又は裁判の手続きを定めた現行法の執行に影響しない。

36 条 移動の自由

法によって課せられた合理的な制限に従い、全ての市民は、バングラデシュのどこであっても自由に移動し、居住、定住でき、バングラデシュから出国し、再入国する権利を有する。

37 条 集会の自由

全ての市民は、平和的に、かつ武器を使わずに、法律による合理的な制限と公共の利益又は公共の福祉の下で、公の集会及び行進に人を召集し、これに参加する権利を有する。

38 条 結社の自由

全ての市民は、道徳と公序のために法律で規定された合理的な制限に従って、結社または組合を組織する権利を有する。

但し、いかなる者も下記の場合においては上記結社又は組合を組織し、又はこれに参加してはならない。

- (a) 宗教、社会、及び共同社会における市民の間の調和を破壊することを目的として組織されたもの
- (b) 市民の間で、宗教、人種、カースト、性別、出生地、又は言語に基づいて差別を作り出す目的で組織されたもの

(c) 国若しくは市民，又は外国に対して，テロ行為や軍事的行動を計画することを目的として組織されたもの

(d) その設立と目的が憲法に反するもの

39 条 思想及び良心並びに言論の自由

(1) 思想及び良心の自由は保障される。

(2) 国の安全保障，外国との友好，公序，良識若しくは道徳，又は法廷侮辱，名誉毀損，若しくは犯罪の誘引に対処するための法律による合理的な制限の下で，以下の自由が保障される。

(a) 全市民の言論及び表現の自由

(b) 出版の自由

40 条 職業の自由

法がある専門的職業，職業，貿易又は事業について資格を規定する場合，そのような資格を持っている限り，全ての市民は，法の合理的な定めに従って，いかなる適法な専門的職業又は職業に就き，いかなる適法な貿易又は事業を行うこともできる。

41 条 宗教の自由

(1) 法，公序良俗及び道徳に従い，

(a) 全ての市民はどのような宗教でも信仰し，実行し，布教する自由を有する。

(b) 全ての宗教的団体又は宗派は，その宗教施設を設立し，維持し，管理する権利を有する。

(2) 何人も，教育施設に通うにあたって，自身の宗教とは異なる宗教的訓戒を受け，又は宗教的儀式若しくは礼拝に参加することを要求されない。

42 条 財産権

(1) 法律の定めに従って，全ての市民は財産を取得し，保持し，譲渡し，又は処分する権限を有し，いかなる財産も法律に基づく場合を除いて，強制的に取得，国有化，又は徴収されない。

(2) 本条(1)に基づいて作られた法律は，取得，国有化，又は徴収と共に補償を規定し，補償の額を固定するか補償が査定され支払われる原則と方法を明確にしなければならない。しかし，そのような法律は，どの裁判所でもかかる補償が十分ではないとして問題とされない。

43 条 住居及び通信の保護

全ての市民は国家の安全保障，公序良俗，公衆道徳又は公衆衛生のための法の下での合理的

な制限に従い、以下の権利を有する。

- (a) 自身の住居において侵入，搜索，差し押さえからの保護
- (b) その者の通信及び他の通信のプライバシーの保護

44 条 基本的権利の行使

- (1) 102 条(1)にしたがって高等裁判所に上訴する権利は，本章で規定された権利の行使のために保障される。
- (2) 102 条の高等裁判所の権力を害することなく，国会は法律に基づいて，その他の裁判所がその管轄の範囲でその権限の全部又は一部を行使する権限を持たせることが出来る。

45 条 略

46 条 免責権

本章の条項にかかわらず，国会は法によって，共和国に遣える全ての人又はその他の人が，国家自由闘争又はバングラデシュ国内の全ての地域の秩序の維持及び回復に関して行った行動を免責する条項を作り，又はその地域で下された全ての判決，課された刑罰，命令された没収，又はその他の行為を確認することが出来る。

47 条 特定の法律の除外事由

- (1) 以下に掲げる事項を規定する法律は，国会がその法律の中で当該条項がこの憲法第 2 章に規定する国家の政策の基本的原則を有効にするためのものであると言明する場合は，本章で保障された権利と矛盾し，又はそれを奪い，もしくは制約するものとして無効と判断されない。
 - (a) あらゆる財産の強制的な取得，国有化若しくは収用，又はそれに関する支配若しくは管理で，一時的か永久的かを問わない
 - (b) 商業又はその他の事業を行う組織の強制的な合併
 - (c) あらゆる組織の取締役，支配人，代理人若しくは役員の権利，又は株式（形式を問わない）を所有する者の株式の投票権の消滅，修正，制限若しくは規制，
 - (d) 鉱石又は鉱油の調査権又は採掘権の消滅，修正，制限又は規制
 - (e) あらゆる貿易，事業，工業又はサービスで，政府によって，又は政府によって所有，支配又は管理される会社によって経営されるものが他者を完全に，又は部分的に除外すること
 - (f) 法定の公共機関又はその他商工業的事業における，あらゆる財産権，又は職業，居住，貿易，若しくは事業の権利，又は使用者若しくは従業者の権利の消滅，修正，制限又は規制
- (2) この憲法に書かれている事項に拘らず，別表第一に掲げる法律は全面的な効力を

有するものであり、これらの法律は本憲法に反しているとして無効とはされない。但し、本憲法はこれらの法律を修正することも妨げない。

(3) この憲法の規定にかかわらず、大虐殺、戦争犯罪、その他国際法上の犯罪を犯した、武装、守備若しくは援助部隊の構成員、又はあらゆる個人、個人の集体若しくは機関、又は戦犯者に対する拘禁、訴訟、又は罰則を定めるあらゆる法律のあらゆる条項は、その法律又は条項が本憲法と矛盾しており、又は一貫性に欠けることを理由として、無効又は違法とならず、これまでに無効または違法となったことはない。

47A 条 特定条項の適用除外

(1) 31 条、35 条(1),(3)、及び 44 条によって保障されている権利は 47 条(3)によって特定されている者に適用されない。

(2) この憲法の規定にかかわらず、47 条(3)によって特定されている者は、この憲法によるいかなる賠償を求めて最高裁判所に上訴する権利をも有しない。

第 4 章 行政

第 1 節 大統領

48 条 大統領

(1) 法に基づき国会議員によって選挙されたバングラデシュ大統領を置く。

(2) 大統領は国家元首であり、国家のその他全ての人々の優位に立ち、この憲法及び他の法律によって大統領に与えられた権力を行使し、課せられた義務を行う。

(3) 大統領の全ての職務の執行は、総理大臣の助言に基づいて行われる。但し、56 条(3)に定める総理大臣及び 95 条(1)に規定する裁判長の指名を除く。

但し、総理大臣が大統領になした助言はいかなる裁判所によっても裁かれない。

(4) 以下に掲げる者は選挙によって大統領になる資格を有しない

(a) 35 歳に満たない年齢の者

(b) 国会議員となる選挙の資格を有しないもの

(c) この憲法に規定する弾劾によって大統領の座から下ろされた者

(5) 総理大臣は大統領に国内及び国外の政治状況を伝え続けなければならない、大統領が閣議にかけるよう要求した事項を閣議にかけなければならない。

49 条 恩赦特権

大統領は、裁判所等による宣告に対して、恩赦等をする権限を有する。

50 条 大統領の任期

- (1) 本憲法の規定に従って、大統領は就任してから 5 年間の任期を有する。
但し、任期が過ぎても次期大統領が就任するまでは職務を行う。
- (2) 何人も、2 期 (連続か否かを問わない) を超えて大統領に就任することは出来ない。
- (3) 大統領は議長に自筆の書面を渡して辞任することが出来る。
- (4) 大統領は在任中、国会議員としての被選挙権を有せず、国会議員が大統領に選出された場合は、大統領就任の日に国会議員を辞職する。

51 条 大統領の免責特権

- (1) 52 条の規定による不利益にかかわらず、大統領は自身が行った職務についていかなる裁判にもかけられない。しかし本条項は政府に対する手続きをとることを妨げない。
- (2) 大統領は在任中刑事手続きにかけられず、裁判所から逮捕状等が発布されない。

52 条 大統領の弾劾

- (1) 大統領は本憲法の違反又は深刻な非行があった場合は、一定の手続きを経て弾劾される。
- (2) 本条に関する責任追及の調査のため、大統領の職務執行について国会は裁判所等に諮問できる。
- (3) 大統領は責任追及の審理に出席し、発言する権利を有する。
- (4) 判断の後、全議員の 3 分の 2 以上の賛成により、その日から大統領は罷免される。
- (5) 議長が 54 条に基づいて大統領の職務権限を行使している場合の特則

第 2 節 大臣と内閣

53 条 略

54 条 略

55 条 内閣

- (1) バングラデシュの内閣は、総理大臣を首長として、総理大臣が指名する他の大臣によって構成される。
- (2) 共和国の執行力は、本憲法に従い、総理大臣によって、又は総理大臣の権限によって行使される。
- (3) 内閣は一体として、国会に対して責任を負う。
- (4) 政府の執行行為は大統領の名で行われる。
- (5) 以下略

56 条 大臣

- (1) 総理大臣を置き、他の大臣、国务大臣、及び副大臣は総理大臣によって指名される。
- (2) 総理大臣、他の大臣、国务大臣、及び副大臣は、大統領が任命する。
但し、10分の9以上は国会議員の中から任命されなければならない、10分の1以下は国会議員の被選挙権を持つ者の中から選ばれなくてはならない。
- (3) 大統領は国会議員のうち、国会議員の過半数の支持を得ることが出来ると思われる者を総理大臣に任命する。
- (4)略

57条 総理大臣の任期

- (1) 以下の場合、総理大臣の職は空位となる。
 - (a) いかなるときであっても、総理大臣が辞表を大統領に渡して辞任したとき
 - (b) 国会議員でなくなったとき
- (2) 総理大臣が国会議員の過半数の支持を保持できなくなった場合、その者は辞職するか、又は大統領に対して国会を解散するよう書面で助言する。そのように助言した場合であって、他の国会議員が誰も過半数の支持を得ていないと納得する場合には、国会を解散する。
- (3) 本条は次期総理大臣が就任するまで、現在の総理大臣の資格を失わせるものではない。

58条 略

第3節 地方政府

59条 地方政府

- (1) バングラデシュの全ての行政単位の地方政府は、法律に従って選挙された人々からなる団体に委託される。
- (2) (1)で言及された全ての者は、この憲法及び他のあらゆる法律に従って、以下に述べるものを含む、議会制定法に規定された役割を、適当な行政単位において行う。
 - (a) 公務員の仕事と運営
 - (b) 社会秩序の維持
 - (c) 公共サービスと経済発展に関する計画の準備と実行

60条 地方政府の権限

59条に十分な効果を与えるため、国会は法律によって当該条項で言及された地方政府に対し、地方の諸目的達成のための課税権、予算編成権、及び財源を維持するための権力を含

む、権力を授権する。

第4節 防衛軍

61条 最高指揮権

バングラデシュ防衛軍の最高指揮権は大統領に帰属し、その行使は法律によって規制される。

62条 略

63条 戦争

宣戦布告をしてはならず、共和国はいかなる戦争にも国会の同意なく参戦してはならない。

第5節 司法長官

64条 司法長官

- (1) 大統領は最高裁判所の判事に任命される資格があるものの中から、バングラデシュの司法長官を任命する。
- (2) 司法長官は大統領によって与えられた義務を履行する
- (3) その義務の履行において、司法長官はバングラデシュの全ての法廷の傍聴権を有する。
- (4) 司法長官は大統領が信任する間就任し、大統領が決定する報酬を受けとる。

第5章 立法

第1節 国会

65条 国会の設置

- (1) バングラデシュに国会を設置し、本憲法の条項にしたがって共和国の立法権を与えられる。

但し、本条項は、国会が議会制定法に基づいて、他の個人または権力に対し、命令、規則、法規、地方条例、又は他の立法的効果を有する手段の制定権を委任することを妨げない。

- (2) 国会は、法律に従い、小選挙区制の直接選挙によって選ばれた300人の構成員、及び(3)が効力を有する間、かかる条項に規定された構成員が国会議員として指名される。
- (3) 憲法第14次修正(2004年)の施行後、次の国会の会期の初日から10年間が経過した後の国会解散までの間、50議席が女性のために排他的に保留され、彼女らは国会にお

いて、先述した構成員らによって、単記移譲式投票の比例代表制手続を基礎とした法律に従って選出される。

但し、本項は、女性を本条(2)に従って選出することを妨げるものではない。

(3A) 憲法第 15 次修正 (2011 年) の施行の時点における国会の残余会期において、国会は(2)に規定された直接選挙制に基づいて選出された 300 人の構成員及び(3)に規定された 50 人の女性構成員によって構成される。

(4) 国会の所在地は、首都とする。

66 条 国会議員の選挙における資格と欠格事由

(1) バングラデシュの国民で、25 歳に達した者は、(2)の規定に従い、国会議員として選出される資格を有する。

(2) 以下に掲げる者は国会議員又はその被選挙者になる資格を有しない。

(a) 正当な権限を有する裁判所によって、心神耗弱と宣言された者

(b) 免責されていない破産者

(c) 外国の市民権を取得し、又は外国への忠誠を確言し、若しくは認めた者

(d) 道徳的に卑劣な刑事犯罪によって有罪判決を受けて 2 年以上の拘禁を宣告され、釈放から 5 年を経過しない者

(e) バングラデシュ利敵協力者特別裁判所命令(1972 年)に基づく何らかの犯罪で有罪とされた者

(f) 共和国から報酬を受けて官職にある者で、その官職が法律上欠格事由とされないことが明言されていないもの

(g) なんらかの法律上選挙される資格を有しないもの

(2A)以下略

67 条 国会の構成員の失職

(1) 国会の構成員は以下に掲げる事由の場合に失職する。

(a) 付則第三に規定された宣誓及び確約を、選挙後の会期の初めから 90 日以内に行わなかった場合

但し、議長は期限到来前に正当な理由によりかかる期限を延長できる。

(b) 会期中、許可なくして連続して 90 日を超えて国会を休んだ場合

(c) 国会が解散された場合

(d) 66 条(2)に基づいて資格を喪失した場合

(e) 70 条に掲げる場合

(2)略

68 条 国会議員の給料等

国会議員は議会制定法（定めがない間は大統領の命令）に定める報酬，手当て及び特権を受ける権利を有する。

69条 略

70条 辞職又は政党に反して投票したことによる罷免

ある者が，選挙で政党によって候補者とされて国会議員に選ばれた場合，以下の事由に基づいて失職する。

(a)以下略

71条 略

72条 国会の会期

(1) 国会は大統領の公告によって召集され，停会され，解散される。国会を召集する場合には，大統領は最初の会議の場所と時間を特定しなければならない。

但し，123条(3)(a)において残余会期として規定する90日を除いて，60日を超えた会期はある会期の終わりと次の会期の始まりを妨げない。

さらに，本項に基づく職務において大統領は総理大臣が書面によって提出した助言に合わせて行動するものとする。

(2) (1)の規定に関わらず，国会は国会議員の通常選挙の開票結果発表後30日以内に召集される。

(3) 大統領によってそれ以前に解散されていない限り，最初の会議の日から5年を経過した日に国会は解散される。

但し，共和国が戦争状態にあるときは，議会制定法に基づいて会期は1年を超えない期間ずつ延長される。しかし，戦争終結から6ヶ月を超えて延長されない。

(4) 解散後，次の総選挙が行われていない場合でも，戦争状態にあり，共和国が国会を開くことが必要と認められる場合は，大統領は解散された国会を召集する。

(5) (1)に基づいて国会の会期は，国会の手続き規則又は他に定められた回数及び場所において提示されなければならない。

73条 略

73A条 国会に関する大臣たちの権利

(1) 全ての大臣は国会において発言をし，若しくは手続きに参加する権利を有するが，その者が国会議員でもある場合を除いて，投票する権利や，その者の担当する省に関係のない事項について発言する権利を有しない。

(2) 本条における「大臣」には総理大臣、国务大臣及び副大臣を含む。

74 条 議長及び副議長

(1) 国会は全ての総選挙の後最初の会期において、その構成員の中から議長及び副議長を選出する。そして、いずれかの職位が空になった場合は、7 日間以内に、又は国会がそのときに会期中ではない場合には、次の最初の会期に、空位を埋める構成員を 1 人選出する。

(2) 議長又は副議長は以下の場合に職を失う。

(a) 国会議員でなくなったとき

(b) 大臣になったとき

(c) 国会が不信任を決議した場合

(d) 大統領に辞表を提出した場合

(e) 総選挙後に別の議員がその職に就いたとき

(f) 副議長が議長の職に就いたとき

(3) 議長の職が空位となった場合、又は議長が大統領として行動している場合、又は国会によって議長が職務を執行できないと決議された場合、その職務は副大臣によって執行される。副大臣の職が空位である場合、国会若しくは国会の事務規則によって決められた者は、議長となる。

(4)以下略

75 条 手続き及び定足数に関する規則

(1) 本憲法に従って、

(a) 国会の手続きは国会によって定められた規則によって規律され、それらの規則が規定されるまでは、大統領の作った事務規則において規律される。

(b) 国会の議決は出席し投票した国会議員の過半数の賛成によって決せられる。しかし、議長をしている者は投票で可否が同数となった場合に限り、投票し、決定票を行使する。

(c) 国会の手続きは、欠員があることのみを理由として、又はそのような権限がないのに手続きに出席し、投票し、又は参加したことのみを理由として、無効とされない。

(2) 国会の会期中、いかなるときも、議長が、出席する者の数が 60 人に満たないと認めた場合は、会議を中止し、又は延期するものとする。

76 条 国会の常任委員会

(1) 国会は、その構成員の中から以下に掲げる常任委員会の委員を指名しなければならない。

(a)以下略

- (2) (1)に掲げた委員会に加えて、国会は他の常任委員会を指名する。指名された委員会は、この憲法及び他の法律に従って、以下の任務を行う。
- (a) 法律の草案及び他の法的提案を審議する
 - (b) 法の執行を調査し、そのような執行の基準を提案する
 - (c) 公衆にとって重大な事項であるとして国会によって尋ねられた事項に関して、省の活動や運営について調査若しくは質問し、権限のある代表者によって関係する情報を供給及び口頭または書面で質問に回答するよう要求する
 - (d) 国会によって割り当てられたその他職務を行う
- (3) 国会は本条に基づき、法によって委員会に以下の事項を授権できる。
- (a) 証人の出頭を強制し、及びそれらに対する宣誓、確約の下で調査をすること
 - (b) 書面の作成を強制すること

77条 略

78条 国会及び国会議員の特権と免責

- (1) 国会の中での手続きの有効性は、いかなる裁判所によっても判断されない。
- (2) 国会の構成員又は委員で、国会における手続きの規律、業務の運営、又は秩序の維持のために権力が付与されている者は、その権力の行使に関して、いかなる管轄の裁判所の対象にもならない。
- (3) 国会の構成員は、国会又は全ての委員会においてその者の行った発言及び投票について、いかなる裁判手続きにおいても責任を負わない。
- (4) 国会による又はその権威による全ての報告書、論文、投票又は手続きの出版について、何人もいかなる裁判所においても責任を負わない。
- (5) 本条に従って、国会、その委員会、及び構成員の特権については、議会制定法によって規定される。

79条 国会事務局

- (1) 国会は、自身の事務局を置く。
- (2) 以下略

第2節 立法及び財政手続

80条 立法手続

- (1) 国会における、全ての立法の提案は、法案の形で行われる。
- (2) 法案が国会で通された場合、大統領に、その承認を求めて提出される。
- (3) 大統領は、法案が自身に提出されてから15日以内に、法案を承認するか、金銭法

案以外の場合には法案又は何らかの特定の条項が再考されるべきであると要求する伝達事項を添えて国会に差し戻す。かかる大統領の伝達事項によって明示された何らかの修正は、考慮されなければならない。大統領がそのように出来ない場合には、その期限の経過の時点において法案に同意したものとみなされる。

(4) もし大統領が以上のように法案を差し戻した場合、国会は大統領の伝達事項と共に考慮しなければならない。何らかの修正と共に、又は修正によらず、法案が再び国会の審議を通過した場合において、大統領の承認を求めて提出されたときには、大統領は 7 日以内に法案を承認しなければならない。そうしない場合には当該期間の経過の時点で法案を承認したものとみなされる。

(5) 大統領が承認し、又は承認したとみなされる、国会を通過した法案は、法律となる。

81 条 略

82 条 財政的手段についての推薦

全ての金銭法案又は公金の支出を伴う法案は、大統領による推薦なしに国会に提出できない。

但し、全ての金銭法案において、本条の規定は税の削減又は廃止に移行する修正について推薦を要求するものではない。

83 条 国会の法によらない課税の否定

国会の法による根拠なくして、税金は課税又は徴収されない。

84 条～92 条 略

第 3 節 政令制定権

93 条 政令を制定する権利

(1) 国会の会期中を除いて大統領は、即時措置をとる必要があると認めるときには、状況に応じて必要と認める政令を制定し、公布することができる。制定された政令は、公布の日から、法律と同等の法的効力を有する。但し、本条で規定する政令は、以下に掲げる事項については規定できない。

(i) 本憲法の規定により国会制定法として制定できない事項

(ii) 本憲法の規定の変更または廃止。

(iii) すでに制定した政令の一部の継続施行。

(2) 第 1 項の規定により制定された政令は、公布後最初に開かれる国会の会議に提出

するものとし、政令を否認する決議が国会で議決されたときは、議決の時に効力を失い、かかる議決がないときは、国会提出後 30 日を経て効力を失う。

(3)以下略

第 6 章 司法

第 1 節 最高裁判所

94 条 最高裁判所の設置

(1) バングラデシュに上訴部及び高等裁判部からなる、バングラデシュ最高裁判所を設置する。

(2) 最高裁判所は、最高裁判所長官、及び大統領が最高裁判所の両部に任命する必要があると認める人数の、その他の裁判官で構成するものとする。

(3) 最高裁判所長官及び上訴部に任命された裁判官は、上訴部のみの職務を行い、その他の裁判官は、高等裁判部のみの職務を行う。

(4) 本憲法の規定する制限内で、最高裁判所長官及びその他の最高裁判所裁判官は、それぞれ独立してその職務を行う。

95 条 裁判官の任命

(1) 最高裁判所長官は大統領が任命し、その他の最高裁判所裁判官は、大統領が最高裁判所長官と協議して任命する。

(2) バングラデシュの市民であり、かつ以下のいずれかを満たすものでなければ、最高裁判所裁判官に任命される資格を有しない。

(a) 10 年以上、最高裁判所の法廷弁護士であったもの

(b) バングラデシュ領土内で 10 年以上、司法の職に就いていたもの

(c) 法律により最高裁判所裁判官の資格があると定められたもの

(3) 本条の最高裁判所には、本憲法施行以前のバングラデシュ領土内の高等の裁判所として司法権を担っていた裁判所を含む。

96 条 裁判官の任期

(1) 本条の規定の制限内において、最高裁判所裁判官の定年は、67 歳とする。

(2) 最高裁判所裁判官は、以下に定める場合を除き、解任されない。

各号略

(3) バングラデシュ最高裁判所長官及び 2 人の年次の高い裁判官からなる委員会である、最高裁判所委員会を設置する。委員会がそのメンバーの能力や振る舞いに疑問を感じた場合、又は、委員会のメンバーが病気その他の原因により欠け、若しくは義務を果たせ

ない場合には、委員会のメンバーである裁判官の次に年次の高い裁判官がメンバーとして義務を遂行する。

- (4) 最高裁判所委員会の役割は以下のとおりである。
 - (a) 裁判官が守るべき行動規則を制定する
 - (b) 裁判官、又は裁判官と同様の理由による以外で解任できないその他の役人の能力や行動の調査
- (5)~(7)略
- (8) 最高裁判所裁判官は、大統領あての自筆文書により申し出ることによって、辞任することができる

97条~99条 略

100条 最高裁判所の所在地

最高裁判所は首都に常設する。但し、高等裁判部の法廷は、時折、最高裁判所長官が大統領の承認を得て指定するその他の場所で開廷されうる。

101条 高等裁判部の管轄権

高等裁判部は、第1審、上訴、その他の司法管轄権を有し、かつ本憲法またはその他の法律により付与された権限を有する。

102条 略

103条 上訴部の管轄権

- (1) 上訴部は高等裁判部の判決、審判、命令、または宣告に関する上訴を審理し、及び決定する管轄権を有する。
- (2) 高等裁判部の判決、審判、命令、または宣告に対する上訴部への上訴は、高等裁判部がした以下の判断、その他議会が法律により決定した事項に対する権利として存在する。
 - (a) 事件が本憲法の解釈に関する重要な法律問題に関連すると認める判断
 - (b) 死刑の宣告、または終身刑の宣告をする判断
 - (c) 高等裁判部法廷侮辱に対する処罰
- (3) 第2項に規定する場合に属しない高等裁判部の判決、審判、命令または宣告に関する上訴部への上訴は、上訴部が上訴を許可した場合にのみ行いうる。
- (4) 国会は法律により、高等裁判部に関し適用する本条の規定を、その他裁判所又は審判所に適用する旨を宣言することができる。

104 条 上訴部による令状の発布及び執行

上訴部は、関係者の出頭または文書の搜索もしくは作成を確かにするための命令を含め、係属する事件の原因や事実に関して完全な正義を実現するために、必要な指令、命令、決定または令状を発する権限を有する。

105 条 上訴部による判決又は命令の再審理

上訴部は、国会制定法の規定及び上訴部の定める規則の範囲内で、上訴部の下した判決又は命令を再審理する権限を有する。

106 条 最高裁判所への諮問

その性質または公的重要性から最高裁判所の意見を聞くのが適切な法律問題が生じ、または生じる可能性があるとき、大統領が認めたときは、大統領は、その問題を上訴部に諮問することができ、上訴部は適当と認めるヒアリングを行った後、その意見を大統領に報告する。

107 条 最高裁判所の規則制定権

(1) 国会の定める法律の範囲内において、最高裁判所は、大統領の承認を得て、最高裁判所の両部及び下級裁判所の事務及び手続を規律する規則を定めることができる。

(2) 最高裁判所は前項、113 条及び 116 条の職務を最高裁判所の各部又は裁判官に委任することができる。

(3) 以下略

108 条 記録裁判所としての最高裁判所

最高裁判所は記録裁判所とし、法律の規定の制限内で、最高裁判所侮辱に対する調査または処罰のための命令をする権限を含む、記録裁判所としての全ての権限を有する。

109 条 裁判所に対する監督及び管理

高等裁判部は管轄下のすべての裁判所及び法廷を監督管理するものとする。

110 条 下級裁判所から高等裁判部への事件の移送

高等裁判部は、下級裁判所に係属中の事件において、本憲法の解釈に関する重要な法律問題、または重要な一般公共についての問題を含んでおり、その決定が事件処理のために必要であると認めるときは、当該下級裁判所から事件の移送を受け

(a) 自ら事件を処理するか、または

(b) 法律上の問題を決定し、問題についての高等裁判部の判断の写しと共に、事件を原裁判所に移送または他の下級裁判所に移送する。移送された裁判所は事件を受け取った後、高等裁判部の判断に沿って事件を処理するものとする。

111 条 最高裁判所判決の拘束力

上訴部のした判決は、高等裁判部を拘束し、最高裁判所の両部のした判決は、管轄下のすべての裁判所を拘束する。

112 条・113 条 略

第 2 節 下級裁判所

114 条 下級裁判所の設置

最高裁判所に加えて、法律の規定に従って下級裁判所を設置する。

115 条 下級裁判所裁判官の任命

司法権に仕える者又は司法機能を実行する行政官は、大統領が、自身が規定した規則に従って任命する。

116 条 略

116A 条 司法官の独立

憲法の規定に従い、司法権に仕えるすべてのもの及びすべての行政官は司法機能を実行する際に独立している。

第 3 節 行政審判所

117 条 行政審判所

(1) 前条までの規定にかかわらず、国会は法律により、以下のものに関する、又は以下のものから生じる事項について。司法権を行使する行政審判所を設置することができる。

(a) 第 9 編に規定する事項及び罰金または懲罰を科すことを含む共和国の公職者の任期及び条件

(b) 国営事業又は法律の定める公共機関の運営及び管理並びに役務の提供を含む、法律により政府の所有または管理する財産の取得、管理、運営、及び処分

(c) 102 条 3 項の適用される法律

(2) 本条の規定により、行政審判所が設置された場合、他のいかなる裁判所も、行政審判所の管轄に属する事項に関して、いかなる処理または命令の発布もしてはならない。但し、国会は法律により、行政審判所からの上訴、行政審判所の処理への再調査、または行政審判の決定について定めることができる。

第7章 選挙

118条 選挙委員会の設置

(1) 選挙委員長及び4名を超えない選挙委員で構成される、バングラデシュ選挙委員会を設置する。選挙委員長及びその他の選挙委員は、関連する法律の規定の範囲内で、大統領が任命する。

(2)以下略

119条, 120条 略

121条 選挙区ごとの選挙人名簿

国会議員の選挙の際には、選挙区ごとに選挙人名簿を作成し、宗教、人種、カースト、または性別により選挙人を区分する特別の選挙人名簿は作成しない。

122条 投票権者としての登録資格

(1) 国会議員の選挙は、成人の選挙権を基礎とする。

(2) 以下に該当するものは、国会議員選挙のため定められた選挙人名簿に登録する資格を有する。

(a) バングラデシュ市民

(b) 18歳以上のもの

(c) 正当な裁判所で精神異常の宣告を受けていないもの

(d) 選挙区内の居住者または法律で選挙区内の居住者とみなされるもの

(e) バングラデシュ利敵協力者特別裁判所命令（1972年）の下でいかなる罪も犯していないもの

123条, 124条 略

125条 選挙法及び選挙の効力

(a) 124条に従い規定された、または規定されようとしている選挙区の範囲または議席の割り当てに関する法律の有効性については、裁判所では審議されない。

(b)以下略

126条 略

第8章 総会計検査官

127 条 総会計検査官の設置

- (1) バングラデシュ監査及び総会計検査官（以下、「総会計検査官」という。）を設置し、大統領が任命する。
- (2) 総会計検査官の服務条件は、本憲法および国会が制定する法律の範囲内で、大統領が命令で定めることができる。

128 条 総会計検査官の機能

- (1) 共和国、すべての裁判所、並びにすべての政府機関及び政府の行政官に関する一般会計は、総会計検査官が会計検査及び報告を行うものとし、総会計検査官が特に授権したものは、共和国の公職者の保有するすべての記録、帳簿、伝票、書類、現金、印、担保物、貯蔵品およびその他の政府財産について調査をできるものとする。
- (2) 以下略

129 条 総会計検査官の任期

- (1) 総会計検査官は、本条の規定の範囲内で、その職に就いてから 5 年間、または 65 歳に達するかまでの早い方まで、その職に従事する。
- (2) 以下略

130 条 略

131 条 一般会計維持の形式および方法

共和国の一般会計は、大統領の承認をえた総会計検査官の指示どおりの形式および方法で維持するものとする。

132 条 総会計検査官の報告

共和国の一般会計に関する総会計検査官の報告は、国会に提出する大統領に提出する。

第 9 章 バングラデシュの公職

第 1 節 公職

133 条 公職の任用及び服務条件

本憲法の規定の範囲内で、国会は、法律により、共和国の公職に従事するものの任用及び服務条件について規定することができる。但し、法律が規定するまでは大統領が任用及び服務条件について規定するのが適切であり、そのように規定された規則は法律の規定の範囲内で効力を有する。

134 条 公職の任期

本憲法に別に規定がない限り，共和国の公職に従事するものは，大統領の望む限り，その職を有する。

135 条・136 条 略

第 2 節 公共業務委員会

137 条 公共業務委員会の設置

法律により，バングラデシュに 1 つ以上の公共業務委員会を設置し，各公共業務委員会は，委員長及び法律で規定される数のその他の委員で構成するものとする。

138 条・139 条 略

140 条 公共業務委員会の職務

(1) 公共業務委員会の職務は以下の事項とする。

(a) 共和国の公職への任用に適するものを選抜するための調査及び試験の実施

(b) 以下及び(2)以下略

141 条 年次報告

(1) 各公共業務委員会は，前年の 12 月 31 日までに委員会の実施した事項について報告書を作成し，3 月 1 日までに，大統領に提出する。

(2) 以下略

141A 条 非常事態規定

(1) バングラデシュの国防，経済生活又はその他領域が戦争，外圧または内乱により脅かされ，深刻な非常事態が存在すると大統領が認めるときには，大統領は，120 日間の非常事態宣言を発布することができる。但し，その宣言が有効であるためには先行する首相の署名を必要とする。

(2) 以下略

141B 条 非常事態中の規定の効力の停止

非常事態宣言の実行中，36 条，37 条，38 条，39 条，40 条及び 42 条の規定は，本憲法第 3 編の規定を除いては国家の立法行為または国家が実行すべき行動をなんら制限しない。ただし，そのように立法された法律は，その法律が効力を失う前に行動が実行され，または

実行することが中止された場合を除き、不適切なかぎり、非常事態宣言が停止されるとすぐに効力を失う。

141C 条 非常事態中の基本的権利の停止

(1) 非常事態宣言の実行中、首相の書面による助言に従い、命令により、命令の中で特定される本憲法第 3 編の規定する権利について裁判所へ執行の要求をする権利を、非常事態宣言が有効である間または命令の中で特定されるより短い間、保留すると宣言することができる。

(2)以下略

第 10 章 憲法改正

142 条 憲法規定の改正権

本憲法に含まれるものにかかわらず

(a) 本憲法のいかなる規定も国会制定法により、追加、変更、置き換えまたは廃止の方法で改正することができる。但し、

(i) 憲法改正法案は、法案の題名に憲法の規定を改正する旨を明示して提出しなければならない。

(ii) 憲法改正法案は、国会の総議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て可決されないときは、大統領に提出して裁可を得ることはできない。

(b) 前述のように憲法改正法案が国会で可決され、かつ大統領の裁可を得るため大統領に提出された時は、大統領が当該法案受領後 7 日以内に裁可するものとし、大統領が裁可をしないときは、7 日の経過をもって大統領が裁可したものとみなす。

第 11 章 雑則

143 条・144 条 略

145 条 契約及び行為

(1) 共和国の行政機関の行う全ての契約及び行為は、大統領によって表現され、大統領が指示もしくは授権したものにより実行される。

(2)略

145A 条 国際条約

外国との全ての条約は議会に提出される前に大統領の承認を要する。国家防衛に関わる条約は議会の非公開会議に提出される。

146 条～148 条 略

149 条 現存する法律の維持

本憲法の規定に合致する限りにおいて、すべての現存する法律は有効性を維持する。ただし、本憲法に従い、法律により修正又は廃止されうる。

150 条～153 条 略